

＜ポーランド法務情報＞
ポーランド・企業設立ガイドライン
－改訂版－

(2020年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)
ワルシャワ事務所
ビジネス展開・人材支援部　ビジネス展開支援課

本報告書はジェトロが Deloitte Legal, Pasternak, Korba i Wspólnicy Kancelaria Prawnicza sp.k. に委託して作成しました。ジェトロは同社の許諾を得て本ウェブサイトに掲載しています。

Copyright (C) 2020 Deloitte Legal, Pasternak, Korba, Moskwa, Jarmul i Wspólnicy Kancelaria Prawnicza sp.k.

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ワルシャワ事務所が現地法律事務所 Deloitte Legal, Pasternak, Korba, Moskwa, Jarmul i Wspólnicy Kancelaria Prawnicza sp.k.に委託し 2012 年 12 月に作成、その後の法律改正等によって変更された内容を反映し 2020 年 3 月に改訂したものです。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありませんこと予めお断りします。

ジェトロおよび Deloitte Legal, Pasternak, Korba, Moskwa, Jarmul i Wspólnicy Kancelaria Prawnicza sp.k.は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Deloitte Legal, Pasternak, Korba, Moskwa, Jarmul i Wspólnicy Kancelaria Prawnicza sp.k.がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書作成部門：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
<https://www.jetro.go.jp/indexj.html>

ジェトロ・ワルシャワ事務所
<https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/europe/#warszawa>

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

目次

1.はじめに	1
2. ポーランドにおける法人設立	1
2.1. 有限責任会社(Spółka z ograniczoną odpowiedzialnością)	1
図 1: 通常の手法による有限責任会社の設立フロー	4
図 2: オンラインでの有限責任会社の設立フロー (S-24 フォーム利用)	5
2.2 株式会社 (Spółka akcyjna)	6
図 3: 株式会社の設立フロー	8
2.3.支店 (Branch Office / Oddział)	9
図 4: 外国法人の支店の設立フロー	10
2.4.駐在員事務所(Przedstawicielstwo / Representative Office)	11
図 5: 外国法人の駐在員事務所の設立フロー	12
2.6 受益所有者公開登記簿 (CRBR)	13
2.7 適格電子署名/ePUAP 用の信頼できるプロファイル	13
2.8 PESEL 番号	13
3.ポーランドにおける営利法人の組織構造	14
3.1 会社法の定めによる営利法人の組織構造	14
3.2 有限責任会社および株式会社の内部機関の権限比較	15
3.2.1. 取締役会	15
図 6: 取締役会の組織上、権限上の違い	15
3.2.2 監査役会	16
図 7: 監査役会の組織上、権限上の違い	16
3.2.3 社員総会、株主総会	17
図 8: 社員総会、株主総会の組織上、権限上の違い	17
3.3 有限責任会社と株式会社の場合の会社定款変更手続き (資本金の増資、減資を例として)	19
3.3.1 会社定款の変更	19
図 9: 会社定款の変更手続きの違い	19
3.3.2 有限責任会社および株式会社における増資手続き	20
図 10: 増資手における違い	20
3.3.3 減資手続き	22
図 11: 減資手続きにおける違い	23
3.4 有限責任会社、株式会社における株主の権利と義務	24
3.4.1 会社の機関としての出資者 (株主) の権利	24
3.4.2 出資者 (株主) の会社資産に対する権利	25
3.4.3 出資者 (株主) の義務	25
図 12: 出資者 (株主) の主な権利と義務	25
3.5 外国法人と外国法人のポーランド支店および駐在員事務所との間の関係	26
3.5.1 外国法人の支店	26
図 13: 外国法人と支店との間の依存関係	26
3.5.2 外国法人の駐在員事務所	27
図 14: 外国人と駐在員事務所との間の依存関係	27
4. ポーランド法人の取得時における法的手続き	28
4.1 基本合意書 (Letter Of Intent / list intencyjny) の締結	28
4.2 デュー・ディリジェンス	29
図 15: 会社買収時におけるデュー・ディリジェンスの流れ	30
4.3 会社買収時の法的な制約	31
4.3.1 外国人による不動産取得	31
4.3.2 競争法 (独禁法) による制限	31

4.3.2.1 ポーランド競争法当局への企業結合（合併）審査（競争法上のクリアランス（承認）取得）申請の義務.....	31
4.3.2.2 欧州委員会への企業結合（合併）審査（競争法上のクリアランス（承認）取得）申請の義務.....	32
4.4 企業買収時のスキーム.....	33
4.4.1 発行済み持ち分（株式）の買収.....	33
図 16: 持ち分（株式）の取得フロー.....	33
4.4.2 会社資産の買収.....	34
図 17: 会社の資産買収フロー.....	34
図 18: 会社買収スキームの比較（基本的な事柄の整理）.....	34
4.5 会社合併.....	36
図 19: 会社合併手続きのフロー.....	36
5. 会社の清算手続き.....	38
5.1 有限責任会社の清算手続き.....	38
図 20: 有限責任会社の清算手続き.....	40
5.2 株式会社の清算手続き.....	41
図 21: 株式会社の清算手続きフロー.....	42

1. はじめに

本レポートは、ポーランドにおいて、外資によって最も一般的に選択されている企業形態および企業再編プロセスについて、法務面から解説する事を目的としている。

2. ポーランドにおける法人設立

2.1. 有限責任会社(Spółka z ograniczoną odpowiedzialnością)

有限責任会社は、ポーランドにおいて営利活動を展開するにあたり、最も一般的に選択される法人形態である。

有限責任会社は、会社法によって規定された法人格を有した営利法人である。有限責任会社の設立および機能に関する基本的な規定は、会社法の定めに従う。有限責任会社は、営利活動を行う上での法人形態としてポーランドにおいて最も一般的な法人格となっている。これは有限責任会社が、その内部組織面から柔軟性があること（一例を挙げれば、一定の条件を満たさない場合、有限責任会社には監査役会の設置義務はないが、株式会社の場合、会社規模に関係なく監査役会の設置義務がある）、また、最低資本金基準が 5,000PLN と大変低くなっていることに拠っている。

有限責任会社の設立方法には、1) 伝統的な手法である公証人の面前での会社定款作成を伴う会社設立、2) 俗に「24 時間会社」と呼ばれるオンラインでの会社定款の作成による会社設立（S-24 と呼ばれる方法）の二とおりがある。有限責任会社の設立にあたっては、以下のような書類を会社登記申請書と共に会社登記裁判所（KRS）に対して提出する。

- 出資者から弁護士への会社設立に関する委任状（財務省印紙添付）、
- 出資者が法人である場合にはその会社定款、会社登記簿等のポーランド国法務相の認定を受けた宣誓翻訳者（sworn translator）によるポーランド語訳文、
- 公証人の元で公正証書形態により作成したポーランド語による会社定款、
- 公証人による私署証書の認証を受けた会社代表者（取締役、代理人）のサイン見本、
- 資本金の払い込みが全額完了した旨の全取締役による宣誓書、

- 取締役等の会社内部機関の役員の新員総会による任命決議文（会社定款中でこれら役員の新命を行わなかった場合）、
- 全取締役の署名がある会社の出資者名簿、
- NIP（納税者）番号申請書、
- REGON（統計局整理番号）申請書、
- 社会保険庁（ZUS）への雇い主としての登録申請書、
- 会社登記住所の賃貸契約書の写し、
- 会社登記料および会社登記裁判所公報（Monitor Sądowy i Gospodarczy）への登記情報記載料の払い込み証明書、

上記の書類の準備にあたっては、出資者の本国政府による公文書確認（アポストューユ）取得が必要となる場合もあり、弁護士と相談しながら設立手続きを進めることが望ましい。

会社名義の銀行口座開設にあたっては、銀行との間で口座開設契約書を締結する。口座開設契約書の締結にあたり銀行が求める書類については、各銀行の規定に拠るが、多くのケースでは、会社定款が作成された段階（「設立中の有限責任会社」 limited liability company in corporation / spółka z o.o. w organizacji）で口座開設ができる。ただし、多くの銀行では、会社登記手続きが終了した段階で、NIP 番号証書の写し、REGON 番号証書の写し、会社登記簿の写し等の追加書類の提出を求めている。口座開設後に資本金の払い込みを行い、会社登記裁判所（KRS）での会社登記申請へと移る。

有限責任会社は、数人もしくは数社の出資者でもって設立される場合に適しており、中規模な事業から比較的に大規模な事業にも対応できる法人形態となっている。有限責任会社は、多国籍企業がポーランドで事業を展開する際にもよく利用されている。有限責任会社は特定目的会社（SPV）の設立の際にも頻繁に利用される。ただし、特定目的会社の設立にあたっては、税制面の理由から、法人格の無い事業形態である合資会社の一種としての spółka komandytowo-akcyjna（SKA、暫定訳：無限責任社員・有限責任株主会社。少なくとも一人の無限責任を負う社員と有限責任のみ負う社員＝株主から成る）が利用されるケースが増えてきている。合資会社等の法人格の無い事業形態は、記帳代行業などを行う Shared Service Center ビジネスや、持ち株会社の設立の際にも利用されることがあり、上記の SKA 等の事業形態は日本など EU 外起源の投資家も設立できる。

会社業務について責任を負う立場にある機関は、社員総会によって選任を受ける取締役会であり、取締役は一人でも複数名でも選任可能である（ただし、自然人である必要がある）。なお、出資者が取締役に選任されても構わない。

有限責任会社においては、監査役会の設置は基本的に任意となる。会社の事業に対して恒久的な監督を行う監査役会は、登記資本金が 50 万 PLN を超え、かつ、25 人以上の出資者を有す

る場合のみ設立が義務付けられている。執行役会の設置も可能であるが、現実には、執行役会が設置されることはまずない。

有限責任会社形態による事業展開にあたり、最も重要なメリットの一つとしては、株式会社（S.A.）と同様に、原則的に出資者が会社の債務に対して責任を負わない点が挙げられる。出資者が会社の債務に対して責任を負う場合およびその責任の範囲については、会社法等の定めにより、以下のような場合がこれに該当する。

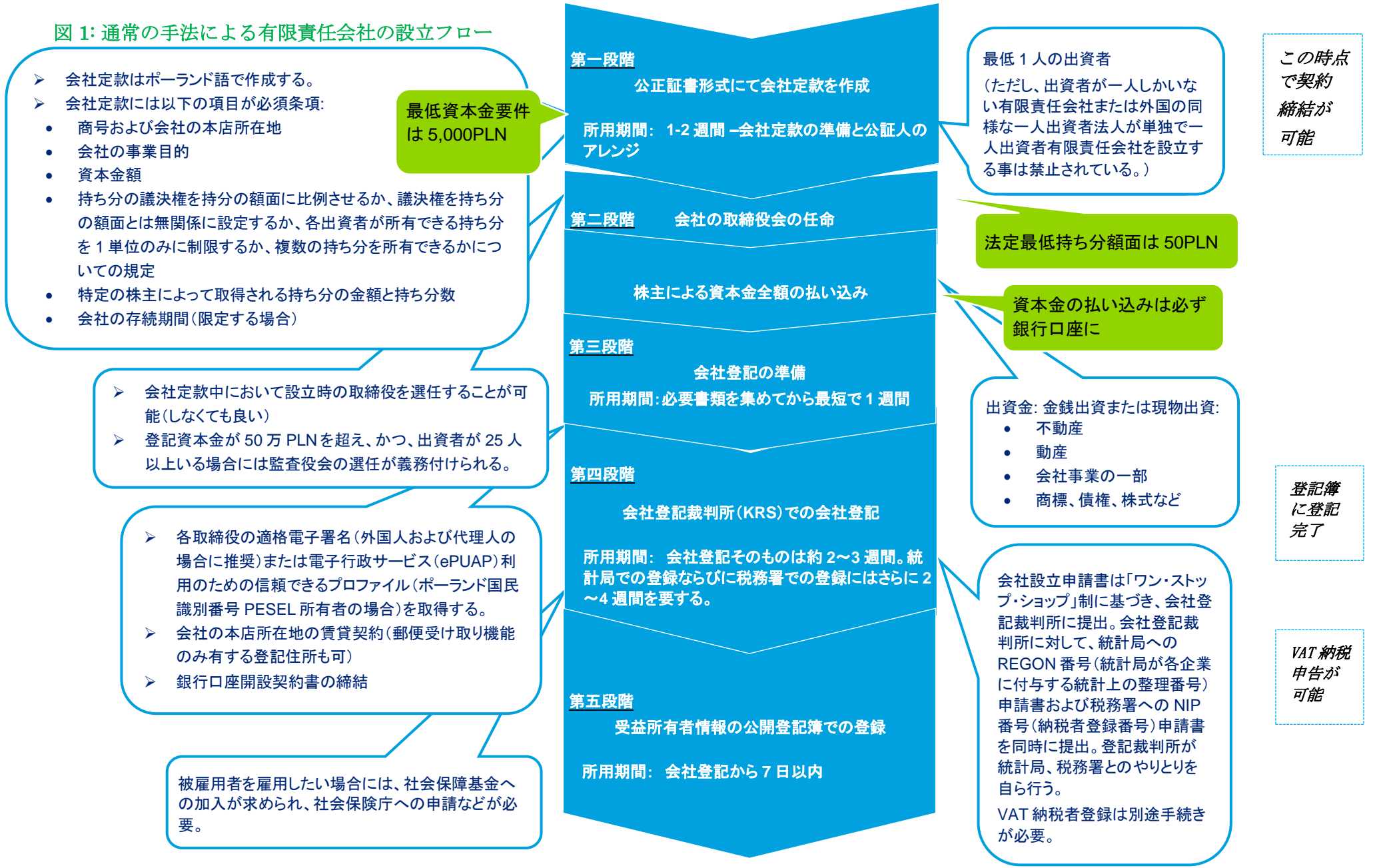
- 出資者は、会社の会社定款が作成、署名され、「設立中の有限責任会社」が発足した時点から会社登記裁判所により会社が法人登記されるまでの期間において、会社に対して行った行為または第三者に対して会社の名において行った行為について責任を負う可能性がある。
- 現物出資に応じた出資者が、自らにその所有権が属しないにもかかわらず現物での出資を行った場合、瑕疵があるにもかかわらず現物出資を行った場合、または、現実の価値を偽って不等に低い価値しかない現物出資を行った場合、責任を負う。
- 出資者は、会社定款の定めまたは法令の定めを反して（不当に高い）報酬（配当金など）を会社から得た場合には、それを会社に対して返還する義務を負う。

さらに、出資者が取締役も兼任している場合、第三者による会社に対する債権の取立てが不調に終わった場合、出資者は会社に対する債務を連帯して弁済する責任を負う可能性がある（ただし、法定の期間内に破産手続開始の申し立てを行った場合などは除く）。

有限責任会社は、ポーランド会計基準に準拠した財務諸表を作成することが義務付けられている。

有限責任会社の持分は、株式会社が発行する株式とは違い、ポーランド有価証券法が定めるところの有価証券とは性質を異としているが、持ち分の自由な売買を行うことは可能である。ただし、会社定款が特段の定めをおく場合、競争法（独禁法）の定めと抵触する場合、EUおよび EEA（欧州経済共同体）以外の国籍を有する外国人による不動産の購入に関する制限に該当する場合はこの限りではない。

図 1: 通常の手法による有限責任会社の設立フロー



- 会社定款はポーランド語で作成する。
- 会社定款には以下の項目が必須条項:

- 商号および会社の本店所在地
- 会社の事業目的
- 資本金額
- 持ち分の議決権を持分の額面に比例させるか、議決権を持ち分の額面とは無関係に設定するか、各出資者が所有できる持ち分を1単位のものに制限するか、複数の持ち分を所有できるかについての規定
- 特定の株主によって取得される持ち分の金額と持ち分数
- 会社の存続期間(限定する場合)

- 会社定款中において設立時の取締役を選任することが可能(しなくても良い)
- 登記資本金が 50 万 PLN を超え、かつ、出資者が 25 人以上いる場合には監査役会の選任が義務付けられる。

- 各取締役の適格電子署名(外国人および代理人の場合に推奨)または電子行政サービス(ePUAP)利用のための信頼できるプロファイル(ポーランド国民識別番号 PESEL 所有者の場合)を取得する。
- 会社の本店所在地の賃貸契約(郵便受け取り機能のみ有する登記住所も可)
- 銀行口座開設契約書の締結

被雇用者を雇用したい場合には、社会保障基金への加入が求められ、社会保険庁への申請が必要。

第一段階

公正証書形式にて会社定款を作成

所用期間: 1-2 週間 - 会社定款の準備と公証人のアレンジ

最低 1 人の出資者

(ただし、出資者が一人しかいない有限責任会社または外国の同様な一人出資者法人が単独で一人出資者有限責任会社を設立する事は禁止されている。)

第二段階

会社の取締役会の任命

株主による資本金全額の払い込み

法定最低持ち分額面は 50PLN

資本金の払い込みは必ず銀行口座に

第三段階

会社登記の準備

所用期間: 必要書類を集めてから最短で 1 週間

出資金: 金銭出資または現物出資:

- 不動産
- 動産
- 会社事業の一部
- 商標、債権、株式など

第四段階

会社登記裁判所(KRS)での会社登記

所用期間: 会社登記そのものは約 2~3 週間。統計局での登録ならびに税務署での登録にはさらに 2~4 週間を要する。

会社設立申請書は「ワン・ストップ・ショップ」制に基づき、会社登記裁判所に提出。会社登記裁判所に対して、統計局への REGON 番号(統計局が各企業に付与する統計上の整理番号)申請書および税務署への NIP 番号(納税者登録番号)申請書を同時に提出。登記裁判所が統計局、税務署とのやりとりを自ら行う。

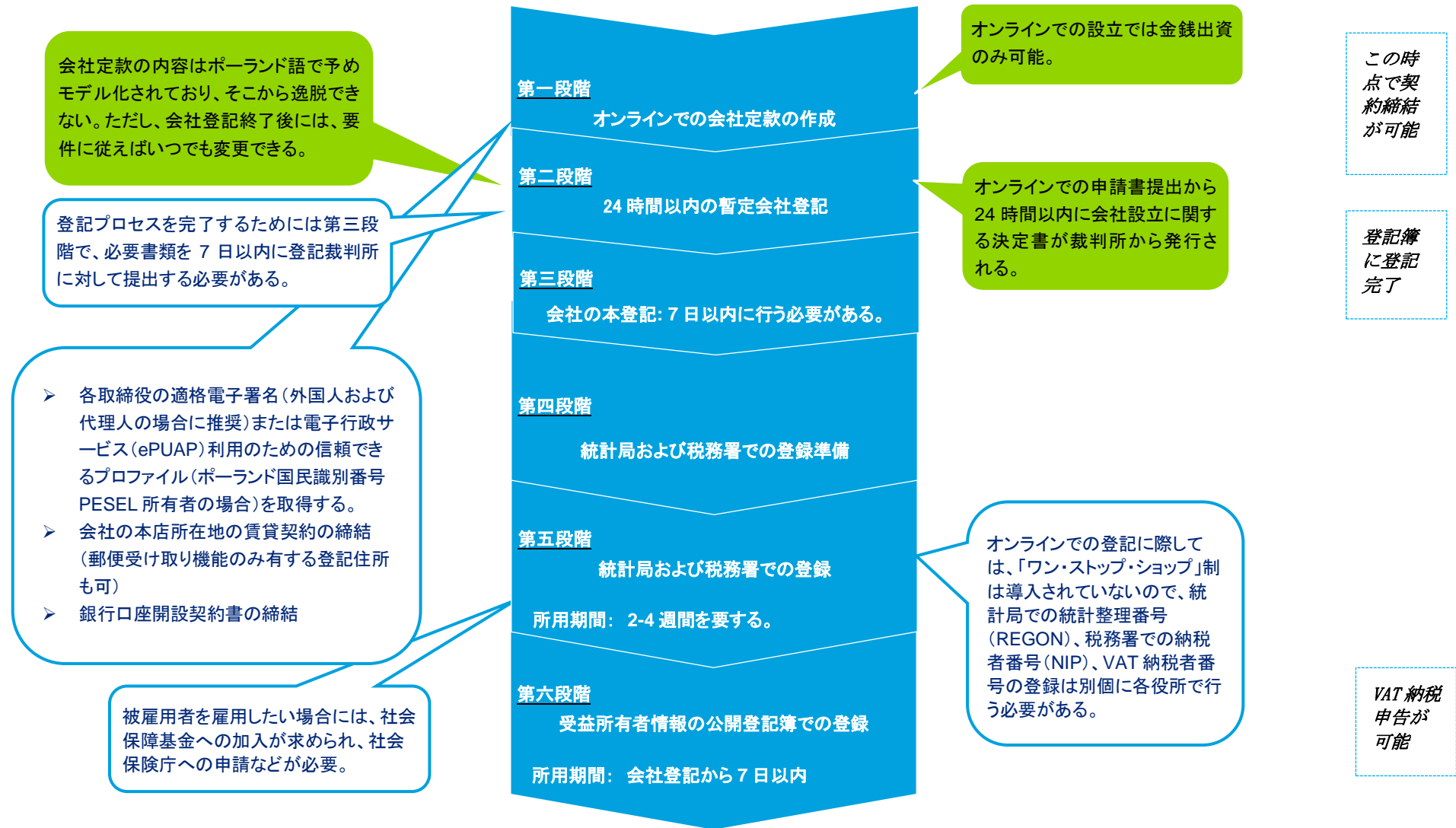
VAT 納税者登録は別途手続きが必要。

第五段階

受益所有者情報の公開登記簿での登録

所用期間: 会社登記から 7 日以内

図 2: オンラインでの有限責任会社の設立フロー (S-24 フォーム利用)



2.2 株式会社 (Spółka akcyjna)

株式会社は、大規模事業、規制業種での事業、将来において上場を通じた資本調達が見込まれる場合に選択される法人形態である。

株式会社 (S.A.)は、大企業の経営に適した法人形態で、株主の再編または複雑な株主構成が見込まれる場合に適している。株式会社形態は銀行業や保険業などの非常に高い最低資本金要件が課せられる業種では法律上よく求められる形態である。また、会社が証券取引所での上場を計画している場合には、株式会社形態である必要がある。また、国営企業が民営化される際には、通常、株式会社形態が選択される。

株式会社形態に限定的な関心しか寄せられない背景には、会社内部の組織構造が複雑であること、その設立、日常の運用、投資決定の各フェーズの煩雑性、各行政機関および各株主との関係が複雑でコストアップ要因となることが挙げられる。さらに、法定最低資本金要件も 10 万 PLN が要求され、規制業種によっては、これよりもかなり大きな最低資本金要件が課せられる場合もある。

株式会社は、将来のある時点において、持ち株構成にかなりの変化が予見される際にも選択される。例えば、従業員持ち株制度の導入などを通じて、泡沫的な株主が多数出現することが予見される場合などがこれにあたる。

株式会社は有限責任会社と同じく法人格を有する法人であり¹、株主は会社の債務に対して責任を負わない。ただし、取得した株式に対応する出資金の支払いを全額行っていない株主については、未払い分の出資金額までは責任を負う。

株式会社は、一人株主によっても複数名の株主によっても設立可能である。ただし、一人出資者有限責任会社のみによって株式会社を設立することはできない。

有限責任会社の出資者同様、株式会社の株主は会社に対する基本的な義務と権利に関しては平等に扱われる。ただし、法律または会社定款で特段の定めを置く場合には、この限りではない。株式会社の場合、特に詳細な規定が置かれているのは、大株主と少数株主の関係であり、少数株主の権利保護ならびに大株主による実効的な会社支配について規定されている。一例を挙げると、株式会社の場合のみ、いわゆるスクイーズド・アウトに該当する大株主による少数株主が保有する株主の強制的な購入が認められている。

¹ ポーランドでは、これまでの有限責任会社と株式会社に加え、2021年3月1日より、簡易株式会社が認められる予定である（制度導入予定日は、簡易株式会社の法令で定められている）。

株式会社には、取締役会および監査役会の設置が義務付けられており、株主総会の開催も義務となっている。

上場株式の場合には、ポーランド会計基準または国際会計基準(IFRS)を採用できる（非上場会社の場合、ポーランド会計基準に準拠した財務諸表の作成が義務付けられている）。株式会社は、事業規模に関係なく、公認会計士による財務諸表の監査を受ける事が義務付けられている。IFRS を採用している場合でも、税務上はポーランド会計基準に基づく財務諸表をベースにする必要がある。

株式会社の株式は有価証券であり、記名株券、無記名株券のどちらかで発行することができる。記名株式は、その株式の所有者として株主名簿に記載されている個人に属しており、株式の譲渡にあたっては、債権譲渡契約の締結が必要である。無記名株式は、出資金の支払いがあった時点で発行される。現在、無記名株式の売却は、株券の所有権の譲渡によって完了することになっている。証券取引所に上場されている株式会社の株式については、電子化されており、紙の形式ではない。

2020年1月1日より、株式会社および無限責任社員・有限責任株主会社（SKA）の機能について、重要な変更がなされ、その一環として、株式の電子化が義務付けられた。これまでの紙媒体の株券はすべて電子化され、今後は電子的に管理される。

紙媒体の株券は、2021年1月1日に失効し、取引はできなくなる。電子的に管理される株式権は株主名簿またはポーランド中央証券預託機関（KDPW）での公示が義務付けられる。

法改正による株式のペーパーレス化に向け、株式会社および無限責任社員・有限責任株主会社（SKA）にはさまざまな対応が求められる。特に重要となるのは、株主総会において、株主名簿の管理委託契約を結ぶ株主名簿管理人を選定またはポーランド中央証券預託機関（KDPW）での株主登録をする決議を採択する義務、ならびに株主名簿管理人との契約締結または中央証券預託機関での株主登録をする義務である。

続いて、株式会社および無限責任社員・有限責任株主会社（SKA）は、株主に対して株式預託を5回にわたって要請する義務がある。初回の要請は2020年6月30日までに行わなければならない。

さらに、2020年1月1日より、株式会社および無限責任社員・有限責任株主会社（SKA）は、株主との連絡用サイトを運営し、株式電子化に向けた株式預託要請を含め、法令に則る会社からの告知を掲載し、関連情報を一定期間にわたり保管する義務が課せられる。各社は、連絡用サイトを会社登記裁判所に申告し登記しなければならない。

上記制度改正により、記名株式および無記名株式の処分（ならびに質権設定）は、株主名簿に記録することが求められる。株式名簿の記載事項は法的な効力をもつ。

図 3: 株式会社の設立フロー

- 会社定款はポーランド語で作成する必要有り
- 会社定款には以下の項目が必須事項:
 - 商号および会社の本店所在地
 - 会社の事業目的
 - 資本金額および会社登記前に設立資本金を出資する目的で払い込まれる金額
 - 株式の額面金額(記名株券か無記名株券かを明記)
 - 資本金額
 - 会社の存続期間(限定する場合)

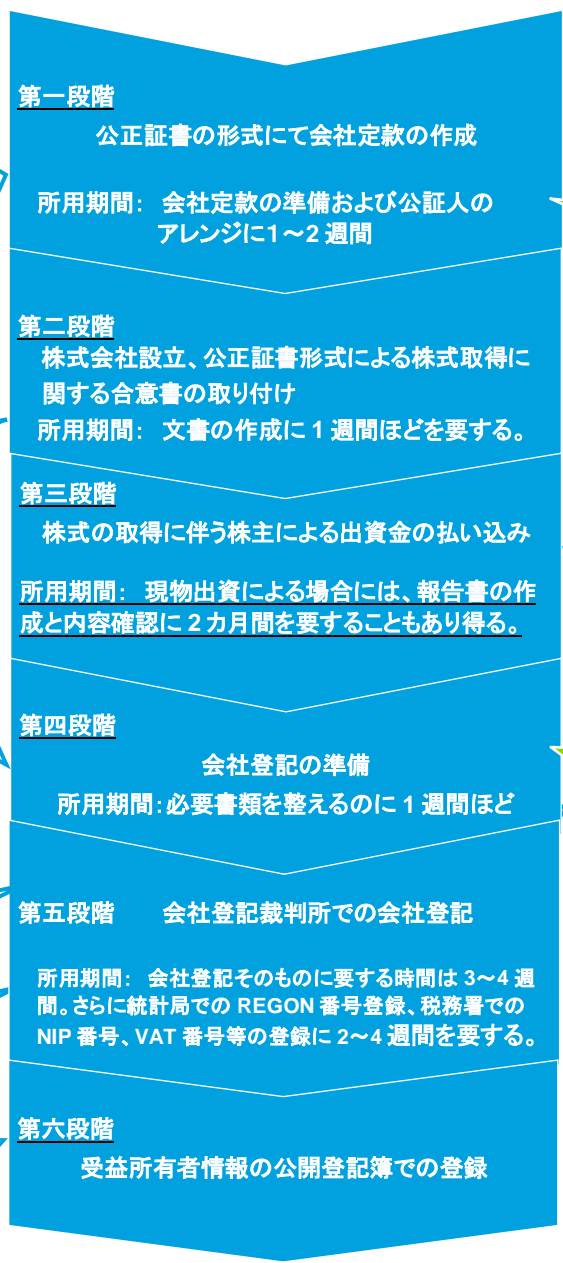
会社定款の作成時(第一段階)において株式の取得可能。ただし、会社定款の作成後に株主が株式を取得する場合には、公正証書の形式による株式取得証書の準備が必要(全株式を会社定款の作成時に取得する必要はない)。

- 出資: 金銭出資または現物出資
 - 不動産、動産、会社の事業の一部、商標、債権、株式等
- 金銭出資: 登記前の段階では資本金額の 4 分の 1 のみ払い込めばよい。
- 現物出資のみまたは現物出資と金銭出資を組み合わせる場合: 会社が登記されてから 1 年以内に資本金が全額払い込まれる必要がある。

- 有限責任会社はワン・ストップ・ショップ制度で登記可能
- 株式会社のオンライン登記不可

被雇用者を雇用したい場合には、社会保障基金への加入が求められ、社会保険庁への申請などが必要。

- 各取締役の適格電子署名(外国人および代理人の場合に推奨)または電子行政サービス(ePUAP)利用のための信頼できるプロファイル(ポーランド国民識別番号 PESEL 所有者の場合)を取得する。
- 会社の本店所在地の賃貸契約(郵便受け取り機能のみ有する登記住所も可)
- 銀行口座開設契約書の締結



資本金額は最低で 10 万 PLN

株式の最低額面金額は 0.01 PLN

この時点で契約締結が可能

現物出資による株式の取得の際には会社設立発起人による報告書の作成が義務付け(公認会計士による現物出資資産の評価方法および現物出資による出資の妥当性に関する意見書含む)。ただし、有価証券による現物出資時などには公認会計士による意見書の作成が免除される。

会社口座への出資金の払い込みは、EU 内または欧州経済共同体(EEA)内の銀行から行われる必要がある。

登記簿に登記完了

このフェーズは有限責任会社の場合と同様

VAT 納税申告が可能

2.3.支店 (Branch Office / Oddział)

支店とは、ある事業体が、その本店所在地またはその主要な営利活動拠点の外部で、自らの営利活動を行う目的で設立する本店とは独立した自立的な組織である。

支店は法律上の権利能力も行為能力ももっておらず、外国法人に完全に従属した単位である。外国法人がポーランド国内において支店を通じて行える営利活動は、外国法人がその本国でできる範囲を超えてはならず、本店の事業目的の一部または全部を行う事は出来ても、本店の事業目的を越えた事業を展開する事は出来ない。外国法人は、自らが本国で行っている事業目的を支店を通じて行おうとする際、ポーランド産業分類番号 (PKD) に従い、自らが行っている事業目的を記載する必要があるが、しばしば、ポーランド産業分類で本店の事業目的を規定する事が困難である事態に直面する。

外国法人の支店は支店代表者によって代表される。ここで問題となるのは、支店が登記された時点で、支店代表者がどのような範囲で代表権を行使でき、本店との関係においてどのような法的な主従関係にあるのか、外部の取引先や金融機関から見て判然としない点である。具体的には、支店設立について決定した本店の社内文書の中で本店の代表者としての選任を受けただけで、果たしてその人物に全権的な代表権が付与されているのか否か、判断しかねる場合があることを指している。そこで、支店代表者の代表権の如何について疑義が生じるのを払拭する目的で、必要に応じて、外国法人 (本店) により該当の人物が行使できる代表権の範囲について明記された個別の委任状を発出する事が推奨される。

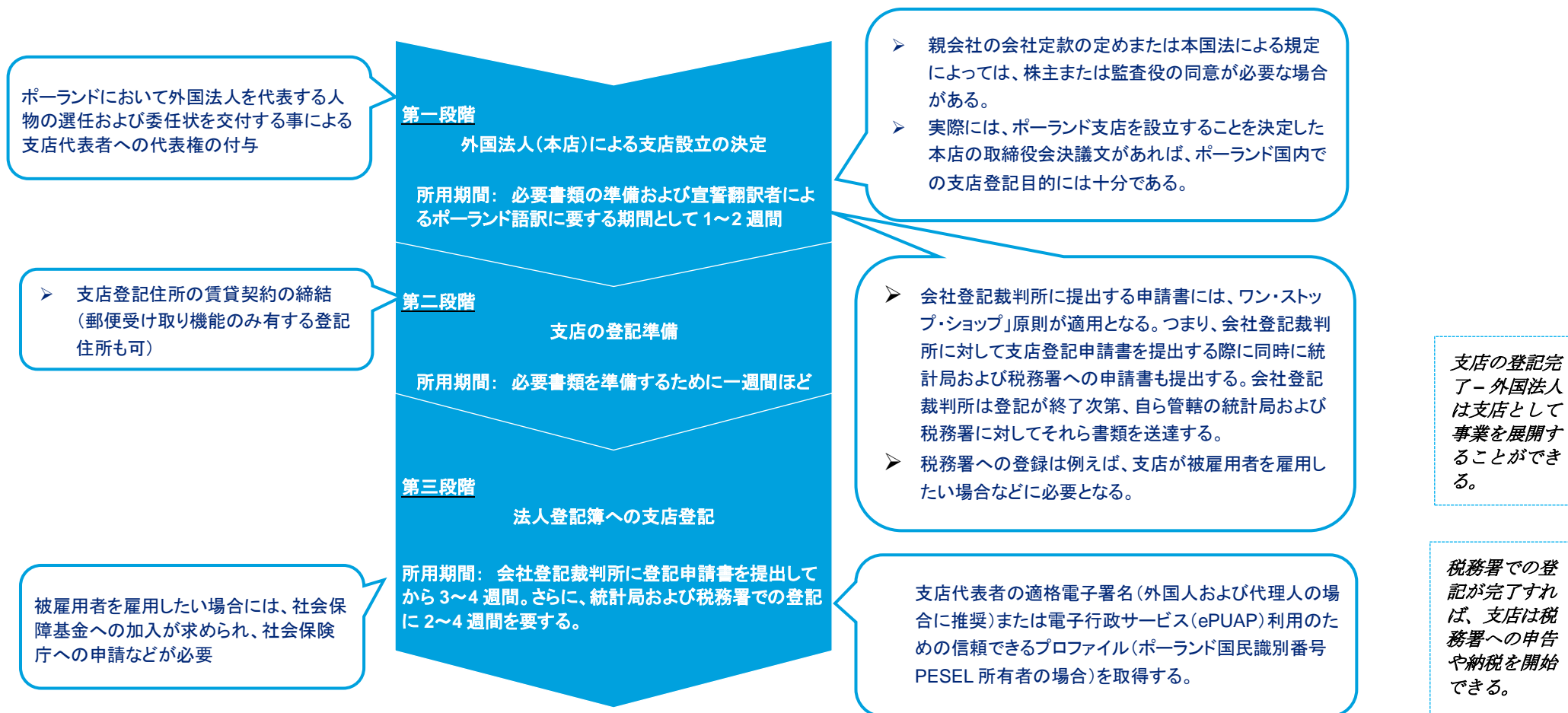
外国法人の支店は独立の法人格を有しないが、特定の法的手続きをふめば、ポーランドにおいて独立した雇い主として、被雇用者の雇用を行うことができる。

外国法人は、本店の商号を名乗ると共に、本店の法律形態のポーランド語訳を付した上で、商号の末尾にポーランド語で「ポーランド支店」を意味する "oddział w Polsce" という単語を記載することとされている。外国法人のポーランド支店は、ポーランド会計法に準拠し、ポーランド語で記帳を行うことも義務付けられている。

加えて、ポーランド支店を有する外国法人は、経済相に対して、本店が営利活動を行う能力を失った際および本店の清算開始に関するすべての情報を、かかる事態が生じた日から起算して 14 日以内に通告する義務がある。

外国法人の支店の清算手続きには、有限責任会社の清算手続きについての定めが準用される。具体的には、清算開始の公告を行い、債権者が自らの債権について申し立てを行う目的で設けられた 3 カ月間の公告・催告期間を設けることが定められている。清算開始公告から支店抹消申請を行うまでの期間としては 6 カ月間ほどを要する。

図 4: 外国法人の支店の設立フロー



2.4.駐在員事務所(Przedstawicielstwo / Representative Office)

外国法人の駐在員事務所は、営利活動を行う事ができず、その活動内容が外国法人（本店）の広告・プロモーション活動に限定されている事に特徴がある。

ポーランドにおいて営利活動全般について定めている経済活動自由法は、外国法人が自らの営利活動について宣伝・プロモーションを行ったり、自らの母国を広告・プロモーションする事を事業内容としている外国法人が自国のプロモーション活動を行うことを認めている。

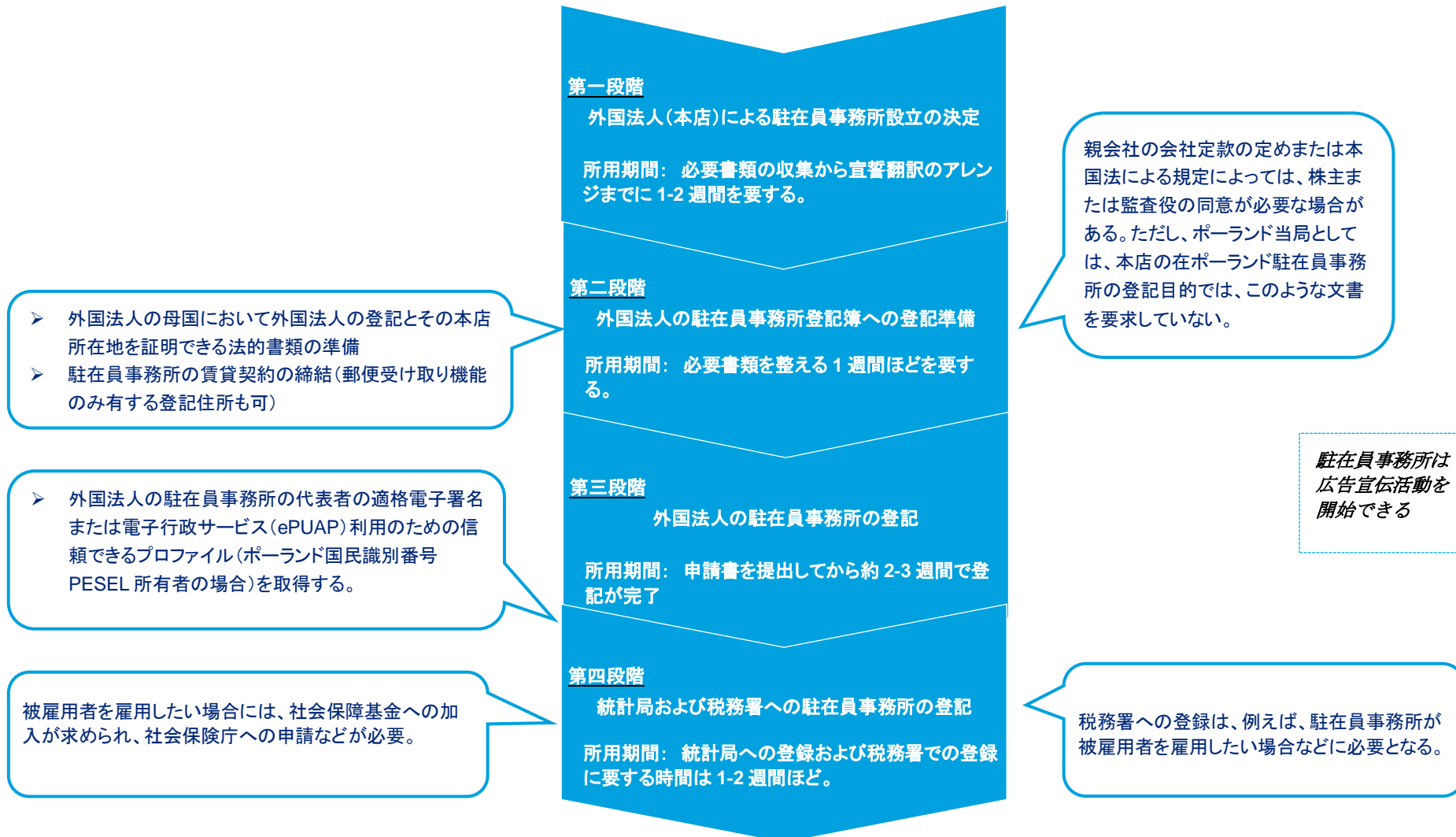
駐在員事務所の登記を管轄しているのは、経済相である。外国法人は、駐在員事務所における本店の代表者を選任する必要がある。2011年に行われた法改正により、駐在員事務所の代表者のポーランドにおける住所を明らかにする事が求められるようになり、駐在員事務所を代表する人物が恒久的にポーランド国外に居住している事態が生じさせないような法律設計となっている。同時に、従前は必要であった外国法人による駐在員事務所設立に関する宣誓書の提出および外国法人の会社定款の写しの提出義務も無くなっている（ただし、会社定款中においてしか外国法人の本店所在地、代表権の行使方法、外国法人のポーランドにおける代表者を特定できない場合には、引き続き、会社定款の提出が義務付けられている。本店の会社登記簿のポーランド語への宣誓訳文などで上記の情報が確認できれば会社定款提出の必要はない）。

駐在員事務所を設立した法人は、本店の商号を名乗ると共に、本店の法律形態のポーランド語訳を付した上で、商号の末尾にポーランド語で「在ポーランド駐在員事務所」を意味する "przedstawicielstwo w Polsce" という単語を記載する事とされている。

外国法人の在ポーランド駐在員事務所は、ポーランド会計法に準拠した記帳をポーランド語にて行う事も義務付けられている。

加えて、在ポーランド駐在員事務所を有する外国法人は、経済相に対して、本店が営利活動を行う能力を失った際、自らの資産の処分権を失った際および本店の清算開始ならびにその終了に関する全ての情報を、かかる事態が生じた日から起算して14日以内に通告する義務がある。

図 5: 外国法人の駐在員事務所の設立フロー



本報告書はジェトロが Deloitte Legal, Pasternak, Korba i Wspólnicy Kancelaria Prawnicza sp.k. に委託して作成しました。ジェトロは同社の許諾を得て本ウェブサイトに掲載しています。Copyright (C) 2020 Deloitte Legal, Pasternak, Korba, Moskwa, Jarmul i Wspólnicy Kancelaria Prawnicza sp.k.

2.6 受益所有者公開登記簿 (CRBR)

ポーランドでは、2019年10月13日に、受益所有者の公開登記簿 (CRBR) が導入された。

有限責任会社および株式会社は、受益所有者を公開登記簿に登録することが義務付けられた。将来的には、簡易株式会社もこの対象となる。

これらの法人の代表者は、定められた代表権行使方法に則り、受益所有者を登録しなければならない。会社の代理人が登録を代行することは認められない。

受益所有者は、関連法令の基準に則り特定され、必ずオンラインで登録するものとする。登録の際は、適格電子署名または電子行政サービス (ePUAP) 利用のための信頼できるプロファイルが求められる。

2019年10月13日までに会社登記裁判所 (KRS) に登記された法人の場合、2020年4月13日までに受益所有者を公開登記簿に登録することが求められる。2019年10月13日以降に登記された法人の場合、会社登記裁判所への登記から7日以内に登録しなければならない。登録内容に何らかの変更が生じた場合は、その変更から7日以内に更新情報を登録しなければならない。

受益所有者を登録する者は、CRBR への登録情報の真正性について宣誓しなければならない。期限内に登録をしなかった場合は、最大100万 PLN の罰金が科せられる。

外国法人の支店および外国法人の駐在員事務所には、受益所有者を CRBR に登録する義務は課せられない。

2.7 適格電子署名/ePUAP 用の信頼できるプロファイル

適格電子署名および電子行政サービス (ePUAP) 利用のための信頼できるプロファイルは、企業が財務報告と法令遵守の義務を履行するうえで今や欠かせない。

外国人の場合は、適格電子署名を取得しておくことが推奨される。ePUAP 用の信頼できるプロファイルの取得は、ポーランド国民識別番号 PESEL を持ち、ポーランド語を理解できることが前提となる。

現在、財務諸表は電子形式で作成すること、かつ提出の際には適格電子署名を施すか ePUAP 用の信頼できるプロファイルを使用することが求められる。

2.8 PESEL 番号

現在、年度ごとの財務諸表等の財務書類は、会社登記裁判所の財務書類レポジトリにオンラインで提出することが求められている。

財務書類の提出が認められるのは、会社登記裁判所に登録されている取締役、会社登記裁判所に登録されている代理人、法廷弁護士、事務弁護士のうち、ポーランド国民識別番号 PESEL を持つ者のみである。実際には、PESEL 番号を持つ顧問の法廷弁護士または事務弁護士が提出を代行することが多い。

取締役のための PESEL 番号取得を検討している企業は、適格電子署名を取得する前に、まず PESEL 番号取得を優先させることが望ましい。逆の手順で PESEL 番号を後で追加しようとす

ると、PESEL 番号取得という重要な個人情報の変更を反映する必要から、適格電子署名の再度取得を求められかねない。

3. ポーランドにおける営利法人の組織構造

3.1 会社法の定めによる営利法人の組織構造

有限責任会社および株式会社の日常的な業務について責任を負う機関は、一人ないし複数の自然人で構成される取締役会となる。監査役会は、監督機能を集団的に行使する。取締役会が行う特定の業務については、株主総会決議の形式において株主の同意が必要とされる。

法人格を有する法人の権限行使方法、機関設計については会社法が規定している。会社法の規定よりも更に詳細な規定を導入したい場合には、会社定款中において特段の定めを置く。複数の自然人から成る取締役会を有する法人および監査役会を置いている法人の場合、これら機関の機能については、通常、社員（株主）総会による承認を受けた取締役会規定および監査役会規定によって定められている。

ワルシャワ証券取引所に上場している法人の場合、会社法人の取締役会、監査役会、株主総会等との相互監督、監視の体制について、ワルシャワ証券取引所諮問委員会が定める「ワルシャワ証券取引所上場企業のためのグッド・プラクティス基準」の規定を満たす必要がある（同基準の英訳については、以下のリンクを参照）。

http://www.corpgov.gpw.pl/assets/library/english/regulacje/bestpractices%2019_10_2011_en.pdf

3.2 有限責任会社および株式会社の内部機関の権限比較

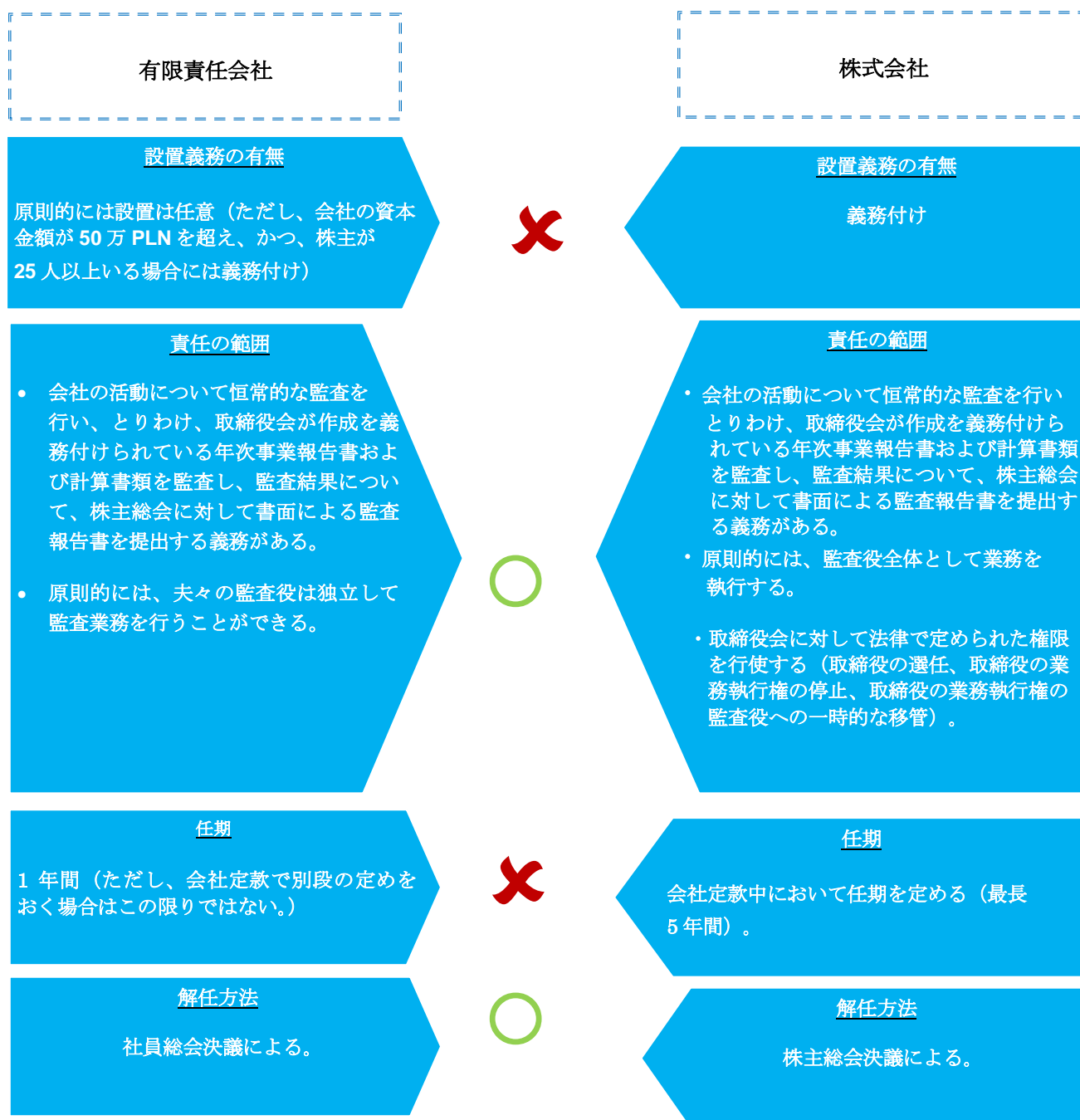
3.2.1. 取締役会

図 6: 取締役会の組織上、権限上の違い

有限責任会社		株式会社
<p>責任の範囲</p> <p>日常の会社業務の遂行および外部に対して会社を代表</p>	○	<p>責任の範囲</p> <p>日常の会社業務の遂行および外部に対して会社を代表</p>
<p>選任方法</p> <p>(原則的には)社員総会決議による。</p>	✗	<p>選任方法</p> <p>(原則的には)監査役会決議による。</p>
<p>任期</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 年間または複数年間（任期制限なし） 取締役会メンバーの任期を揃えて選任することも可能 	○	<p>任期</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 年間または複数年間（最長で 5 年間。ただし、5 年経過後には、最長で次の 5 年間の選任が可） 取締役会メンバーの任期を揃えて選任することも可能
<p>取締役の人数</p> <p>最低 1 人</p>	○	<p>取締役の人数</p> <p>最低 1 人（実際には、通常、2 名以上で取締役会を構成する。）</p>
<p>解任方法</p> <p>(原則的には)社員総会決議による。</p>	○	<p>解任方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則的には監査役会決議による。 ただし、株主総会決議による解任も可能
<p>会社の代表権行使方法</p> <p>原則的には、2 人の取締役が連名で、または、1 人の取締役と代理人が連名で代表権を行使する（ただし、会社定款で別段の定めをおく場合、または、取締役会が 1 人で構成されている場合にはこの限りではない）。</p>	○	<p>会社の代表権行使方法</p> <p>原則的には、2 人の取締役が連名で、または、1 人の取締役と代理人が連名で代表権を行使する（ただし、会社定款で別段の定めをおく場合、または、取締役会が 1 人で構成されている場合にはこの限りではない）。</p>
<p>会社の業務執行（意思決定時の権限）</p> <ul style="list-style-type: none"> 夫々の取締役は、個別に日常の業務を執行することができる。 日常の業務執行を超える意思決定については取締役会決議が必要（取締役会決議必要条項を会社定款中で定めておくことが可能）。 	✗	<p>会社の業務執行（意思決定時の権限）</p> <p>会社の業務執行は取締役会が行う。会社法の定める原則は、集団指導体制であり、会社の日常業務について決定を下す際にも取締役会決議を要求している。ただし、実際には、会社定款中において、各取締役個別に執行できる業務範囲を定めること等が可能。</p>

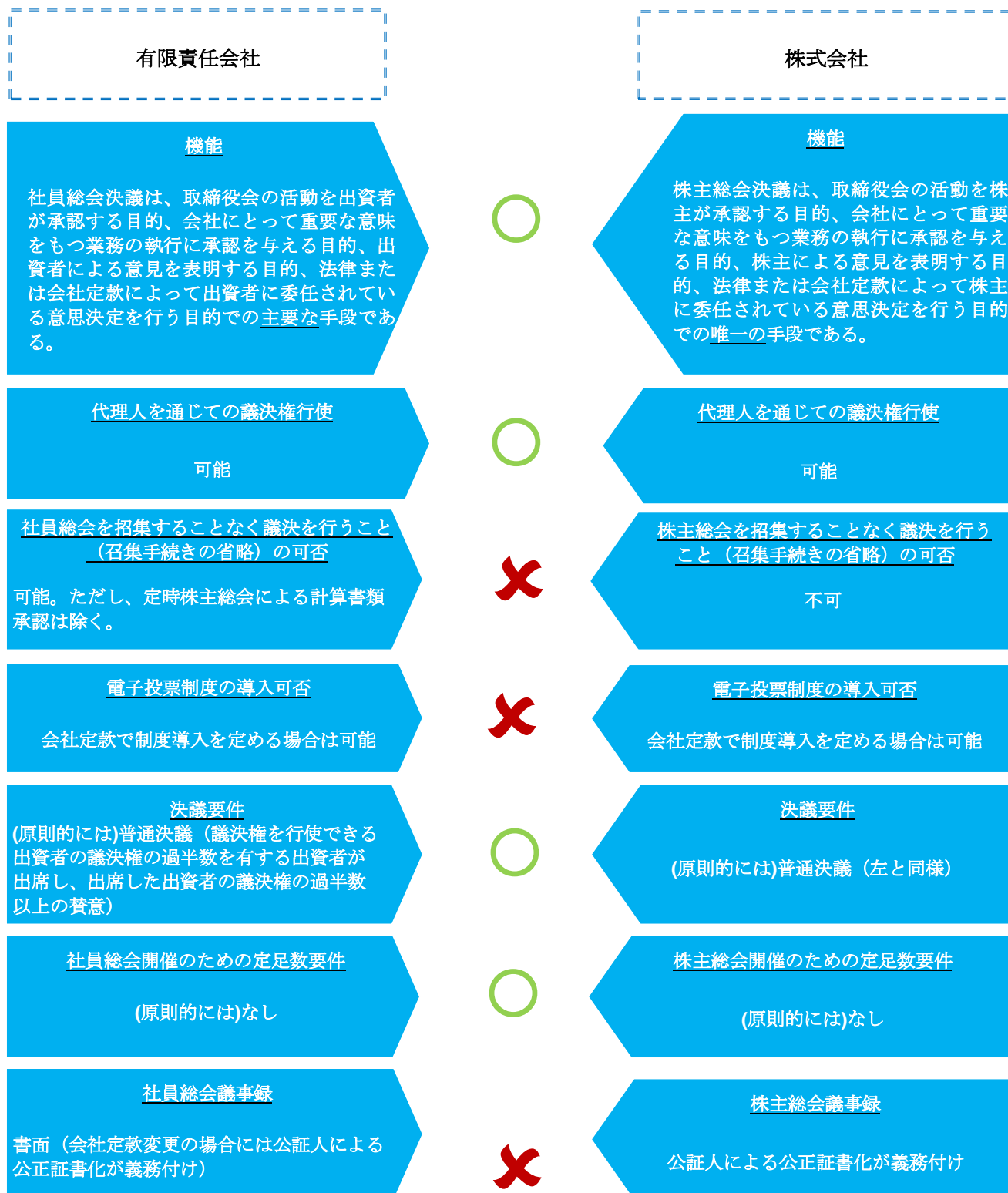
3.2.2 監査役会

図 7: 監査役会の組織上、権限上の違い



3.2.3 社員総会、株主総会

図 8: 社員総会、株主総会の組織上、権限上の違い



有限責任会社

株式会社

主な権限:

主な権限:

• (原則として)取締役会を選任



• (原則として) 監査役会を選任

• 前事業年度の計算書類を精査、承認



• 前事業年度の計算書類を精査、承認

• 取締役会が作成する事業報告書を精査、承認



• 取締役会が作成する事業報告書を精査、承認

• 取締役、監査役等の会社の機関構成員に対して、その責務を果たしたことを確認、信任



• 取締役、監査役等の会社の機関構成員に対して、その責務を果たしたことを確認、信任

• 会社設立時にもたらされた損害または取締役もしくは監査役によってもたらされた損害の賠償に関する決定



• 会社設立時にもたらされた損害または取締役もしくは監査役によってもたらされた損害の賠償に関する決定

• 会社全体またはその事業の一部の売却または会社の第三者への経営委託
• 会社全体またはその事業の一部への担保物件等の設定



• 会社全体またはその事業の一部の売却または会社の第三者への経営委任
• 会社全体またはその事業の一部への担保物件の設定

• 不動産、永久借地権、(土地の共同所有時等の) 不動産の持ち分の購入および売却 (ただし、会社定款で別段の定めをおく場合はこの限りではない。)



• 不動産、永久借地権、(土地の共同所有時等の) 不動産の持ち分の購入及および売却 (ただし、会社定款で別段の定めをおく場合はこの限りではない。)

• 会社の負債額が資本準備金および資本剰余金額を超え、かつ、資本金額の過半以上を超えた場合の会社の継続企業 (ゴーイング・コンサーン) に関する決定



• 会社の負債額が資本準備金および資本剰余金額を超え、かつ、資本金額の 3 分の 1 以上を超えた場合の会社の継続企業 (ゴーイング・コンサーン) に関する決定

• (原則として)会社の資本金額の2倍を超える金額の負債を負う場合ならびに該当金額以上の金額の処分権に関する決定



• 少数株主の持ち株の強制買い上げによる少数株主排除 (スクイーズ・アウト) 決定
• 少数株主自身による支配株主への株式売却提案 (リバース・スクイーズ・アウト) 決定



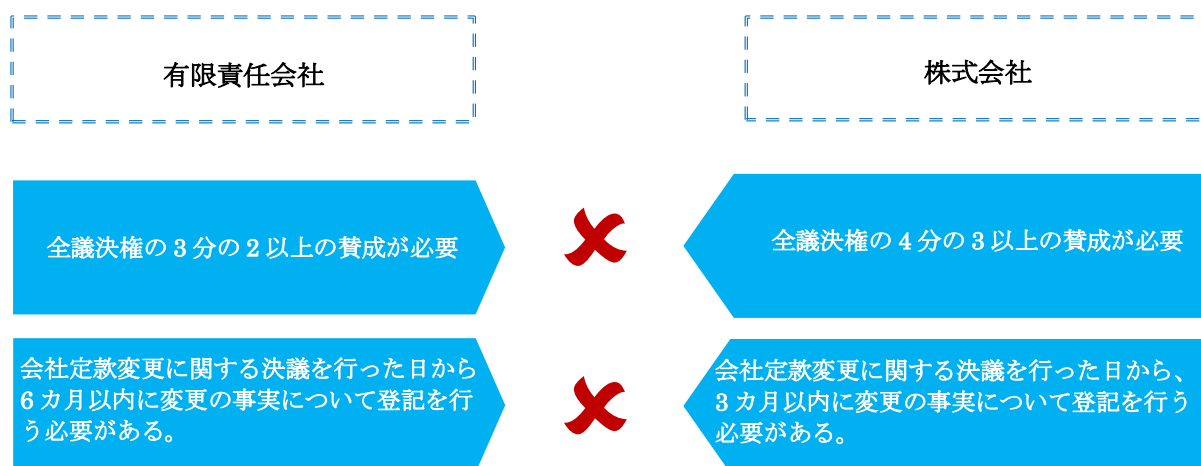
3.3 有限責任会社と株式会社の場合の会社定款変更手続き（資本金の増資、減資を例として）

3.3.1 会社定款の変更

会社定款の変更を行う権限については、有限責任会社、株式会社の別に関係なく社員（株主）総会に付与されており、社員（株主）総会決議の形式をとって行われる。会社定款の変更に関する社員（株主）総会決議文は、公証人の下にて公正証書化することが義務付けられている。

会社定款変更決議を行った後、取締役会は、その事実を会社登記裁判所に通告する義務を負っている。会社定款の変更が法的効力を発効するのは、会社登記裁判所での登記手続きの終了後となる。

図 9: 会社定款の変更手続きの違い



3.3.2 有限責任会社および株式会社における増資手続き

ポーランド法では、有限責任会社の増資方法について、(i) 会社定款の定めを利用した増資（授権資本制度の利用、下記参照）、(ii) 会社定款の変更を伴う方法の二通りの方法を定めている。増資は、発行済み持ち分の額面金額の増加または新持ち分の発行を通じて行う。原則的に、増資は新持ち分を取得する出資者からの払い込み（金銭または現物による出資）を以って行われるが、出資者は増資の原資として、資本準備金または資本剰余金をあてることを決定することもできる。

会社定款中に将来のある時点までの最高増資額が記載されている場合（授権資本制度を利用している場合）、その最高金額に達するまでの増資は会社定款の変更を伴わずして行うことができる。

一方、株式会社の増資は常に会社定款の変更を伴う。しかしながら、株式会社の場合でも、増資の方法にはさまざまな方法があり、(i) 通常の払い込みを伴う増資、(ii) 会社内の内部留保金を原資とした増資、(iii) 株主総会決議により承認を受けた特定目的資金から取締役会が増資を行う方法、(iv) 条件付の増資が挙げられる。

株式会社においては、増資は、発行済み株式の額面金額の増加または新株発行を通じて行われる。

有限責任会社と株式会社とでは、増資の手続きにも以下のような違いがある。

- 有限責任会社の場合、増資に伴う会社定款の変更を会社登記裁判所で行う以前の段階で、増資金額の全額を払い込む必要がある。一方、株式会社の場合、増資金額の払い込みは会社登記裁判所にて増資に伴う会社定款変更手続きが終了した後に行うことができる（ただし、現物出資にて取得された株式については、登記が終了してから1年以内に全現物出資を行う必要があり、金銭出資にて取得された株式については、登記が終了する以前に少なくとも額面金額の4分の1を払い込む必要がある）。

- 有限責任会社の場合には、増資を実行する以前にそれまでの登記資本金額の全額までの払い込みを行う必要があり、株式会社の場合には、増資を実行する以前にそれまでの登記資本金額の10分の9を払い込んでおく必要がある。

有限責任会社、株式会社のどちらとも、額面金額よりも高い金額による持ち分（株式）の取得を行っても良いとされている（ポーランド語で *agio* と呼ばれる）。ただし、額面金額以下での持ち分（株式）の取得はできない。

有限責任会社の場合でも株式会社の場合でも、増資が法的に有効となるのは、増資に伴う会社定款の変更が登記された時点以降となる。

図 10: 増資手続きにおける違い

有限責任会社		株式会社
<p><u>会社定款の変更を伴わない増資</u></p> <p>会社定款中において授權資本についての定めをおく場合は可能。</p>	✗	<p><u>会社定款の変更を伴わない増資</u></p> <p>常に会社定款の変更が必要。</p>
<p><u>増資に伴う会社定款の変更を会社登記裁判所に届け出る期限</u></p> <p>増資決定の決議から 6 カ月以内</p>	○	<p><u>増資に伴う会社定款の変更を会社登記裁判所に届け出る期限</u></p> <p>増資決定の決議から 3 カ月以内</p>
<p><u>新持ち分引受権</u></p> <p>既存の出資者には、それまでの各出資者の持分に比例して増資にともなう新持ち分引受権が適用される。</p>	○	<p><u>新株引受権</u></p> <p>既存の株主には、それまでの各株主持ち株数に応じて増資にともなう新株引受権が適用される。</p>
<p><u>増資の法的効力の発効</u></p> <p>登記終了時</p>	○	<p><u>増資の法的効力の発効</u></p> <p>登記終了時</p>
<p><u>増資に伴う出資形態</u></p> <p>金銭または現物</p>	✗	<p><u>増資に伴う出資形態</u></p> <p>金銭または現物（現物による出資の場合、原則として、公認会計士による査定が必要）、出資金については、会社の銀行口座に払い込まれることが義務付けられる。</p>
<p><u>資本剰余金を利用しての増資</u></p> <p>可能</p>	✓	<p><u>資本剰余金を利用しての増資</u></p> <p>可能</p>
<p><u>増資に伴う出資の実行</u></p> <p>登記手続き前に済ませる必要がある。</p>	✗	<p><u>増資に伴う出資の実行</u></p> <p>登記前に済ませる必要はない。法定の最低水準までの出資金額の払い込みが行われていれば、登記を行うことが可能。</p>

3.3.3 減資手続き

有限責任会社、株式会社の双方とも、減資を行うためには株主総会決議が必要である。減資を行うにあたっては、有限責任会社、株式会社とも会社定款の変更を必ず伴う。

減資は、持ち分（株式）の額面金額の引き下げまたは持ち分（株式）の償却を通じて行われる。有限責任会社の場合のみ、資本金額の減額を伴わずに持ち分の償却ができるが、その際には、償却原資としては資本剰余金があてられる。

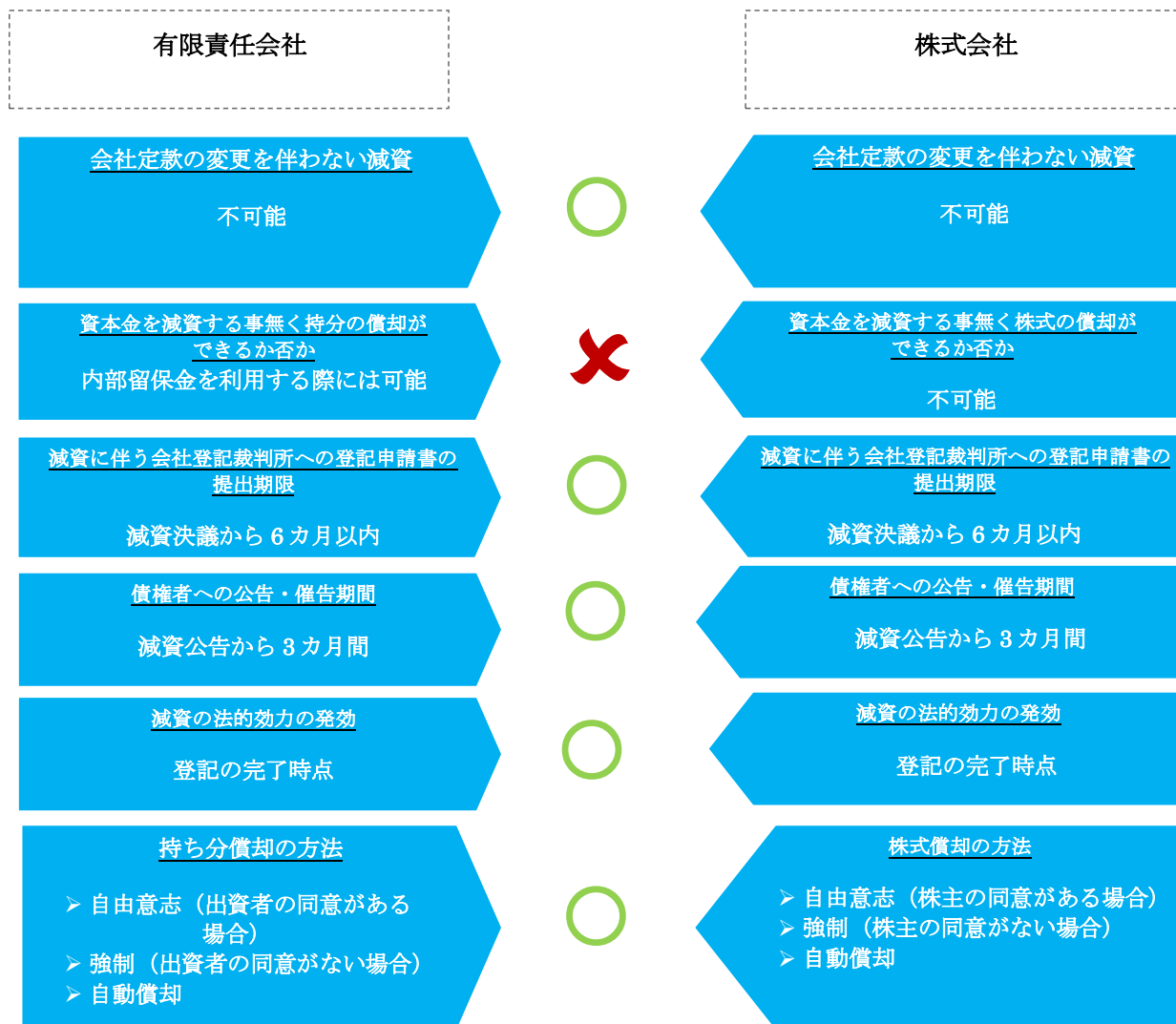
持ち分（株式）の償却は、会社定款に別段の定めがある場合以外に行うことができない。持ち分（株式）の償却は、出資者（株主）の合意がある場合には、会社による自己株式の取得を通じた償却となり、合意がない場合には強制的な償却となる。強制償却の条件およびその手続きについては、会社定款中で別段の定めを置いておく必要がある。強制償却を行う際には、会社の前事業年度の計算書類に計上された純資産額を持分数（株式数）で除した金額より低い金額を一持ち分（一株式）あたりの償却額として設定することはできない。ただし、出資者（株主）の合意があれば、持ち分（株式）の償却は無償にて行うこともできる。さらに、会社定款中において、特定の出来事が生じた際には社員（株主）総会決議を経ずして持ち分（株式）の償却が行われるように定めを置いておくこともできる（いわゆる、自動的な償却。自動的な償却を行う際には、取締役会が、かかる出来事が生じてからただちに減資決議を行う必要がある）。

有限責任会社、株式会社の別に関係なく、取締役会は、減資決議を行ってからただちに債権者に対して公告を行い、債権者が自らの債権の申し立てができる期間として公告日から3カ月間を設定する義務を負っている。減資の登記は、債権保全が終了し、債務の弁済が完了した時点で可能となる。

債権者が自らの債権について申し立てを行うことができる期間である3カ月間が経過し、その債権の弁済または保全が終了した段階で、会社登記裁判所での減資の登記を行う必要がある。有限責任会社、株式会社の別に関らず、減資決議を行ってから6カ月以内に、会社登記裁判所に対して減資登記手続きのための申請書を提出する必要がある。

有限責任会社、株式会社とも減資は、減資に伴う会社定款の変更が登記に反映された時点以降、法的に有効となる。

図 11: 減資手続きにおける違い



3.4 有限責任会社、株式会社における株主の権利と義務

以下では、株主の権利と義務について、会社の資産に対する株主の権利と義務および会社の機関としての株主の権利と義務とに分けて解説する。有限責任会社、株式会社とも、株主に対して広範な権利を認めている一方、その義務については非常に限定的な範囲のみ課している点の特徴である。

3.4.1 会社の機関としての出資者（株主）の権利

有限責任会社、株式会社の別にかかわらず、出資者（株主）の会社機関としての最も基本的な権利として、社員（株主）総会への出席および社員（株主）総会において自らまたは代理人を通じて議決権を行使できる点が挙げられる。

有限責任会社の出資者には、会社の監査を行う権利が付与されている。具体的には、出資者は自らまたは自らが委任を行った代理人を通じて、会社の帳簿および内部文書を閲覧し、計算書類について取締役会の説明を得る事が出来る。株式会社の場合には、株主個人による監査権は、情報を得る権利に制限され、株主は会社の経営について取締役会より説明を受ける権利を有するに留まる。株式会社の場合には、監督機能は、設置が義務付けられている監査役会が行使することとなる。

有限責任会社、株式会社とも出資者（株主）には、社員（株主）総会決議の削除を求める権利（会社定款の定め反する内容の決議、ビジネス倫理に反する内容の決議、会社の利益に反する決議、株主に損害を与える内容の決議の場合）および社員（株主）総会決議の無効（法律に照らして違法である決議の場合）を求める権利が付与されている。

取締役会、監査役会等の会社の内部組織に業務執行上の手抜き（懈怠：けたい）があり、それが原因となって会社に対して損害がもたらされた場合、出資者（株主）は会社の名において会社の内部組織の役員を裁判所にて訴える権利を有している（株主代表訴訟権）。

有限責任会社と株式会社との根本的な違いは、株式会社がしばしば非常に分散した株式所有形態を有していることから、支配株主が少数株主の持ち株の強制的買い上げ（スクイーズ・アウト）を行うこと、反対に少数株主が自らの持ち株の買い取りを請求すること（リバース・スクイーズ・アウト）を想定している点にある。これと同様の制度は有限責任会社には導入されていない。

出資者（株主）は、増資時には、新持分（新株）の引受権を行使する権利を有する。更に、会社定款において、特定の出資者（株主）に対して特別な権利を付与する事も可能で、例えば、会社の機関の役員を選任する権利などを付与する事ができる。

3.4.2 出資者（株主）の会社資産に対する権利

有限責任会社、株式会社ともに、出資者（株主）に対して、計算書類中に記載されている利益の分配を得る権利（配当金を得る権利）が付与されている。

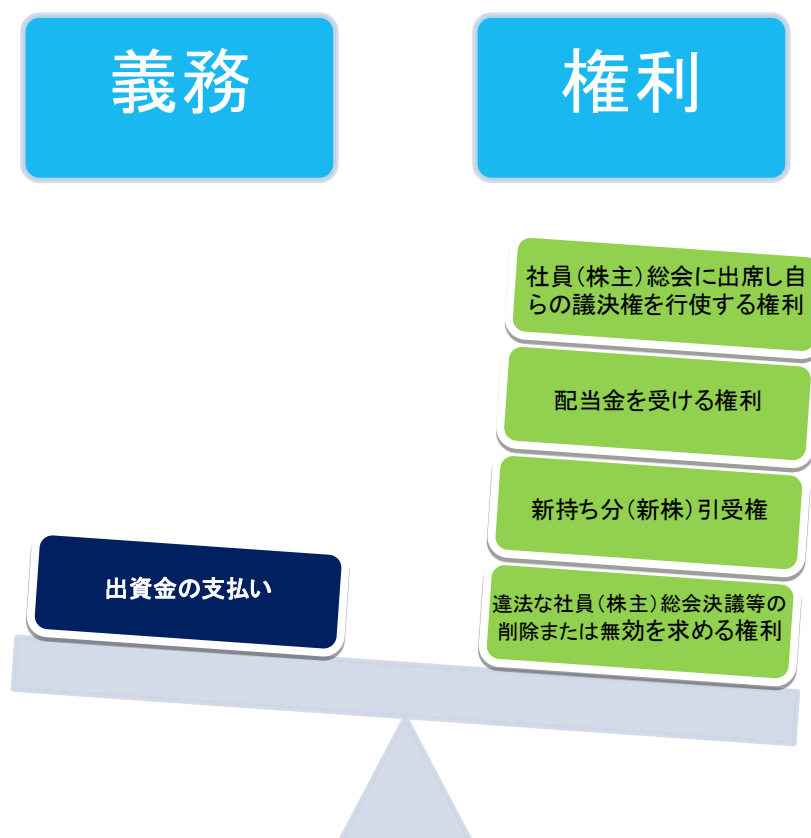
原則として、社員（株主）総会によって分配される利益については、配当金に関する社員（株主）総会決議が採択された日に会社の出資者（株主）であった出資は（株主）が享受する。

有限責任会社、株式会社とも、出資者（株主）の重要な権利として、会社清算時における会社の残余資産の分配を受ける権利が与えられている。

3.4.3 出資者（株主）の義務

有限責任会社、株式会社ともに、出資者（株主）の唯一の義務となっているのは、持分（株式）を取得する目的で、会社に対して出資金の払い込みを行うことである。有限責任会社の会社定款では、さらに出資者に対して、その持ち分比率に応じて予め定められた一定金額までの追加的な支払を会社に対して行うことを義務付けることができる(additional payments / dopłaty)。

図 12: 株主の主要な権利と義務



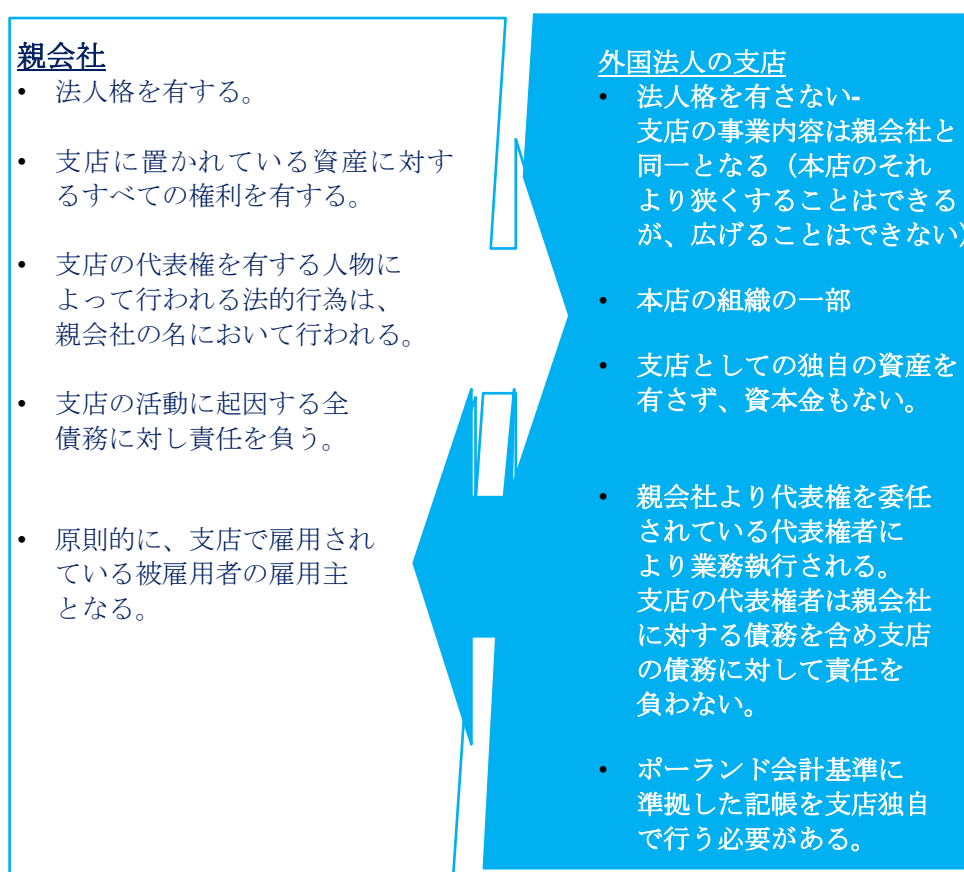
3.5 外国法人と外国法人のポーランド支店および駐在員事務所との間の関係

支店および駐在員事務所は外国法人である本店に事実上、完全に従属している単位であるといえる。

3.5.1 外国法人の支店

ポーランドにおいては、外国法人の支店の本店に対する従属度は非常に強いものとされている。このことは、外国法人の支店が法人格を有せず、自らに属する資産も有しないことにも現れており、ポーランドにおいて本店の代表権を委任されている人物は、本店の名において法的行為を行うことはできても、支店の名において法的行為を行うことはできない点にも反映されている。支店において雇用されている被雇用者についても、その雇い主は支店ではなく本店となる。ただし、労働法の分野における権限を支店代表が本店より委任されている場合には、支店が被雇用者の雇い主となることができる。

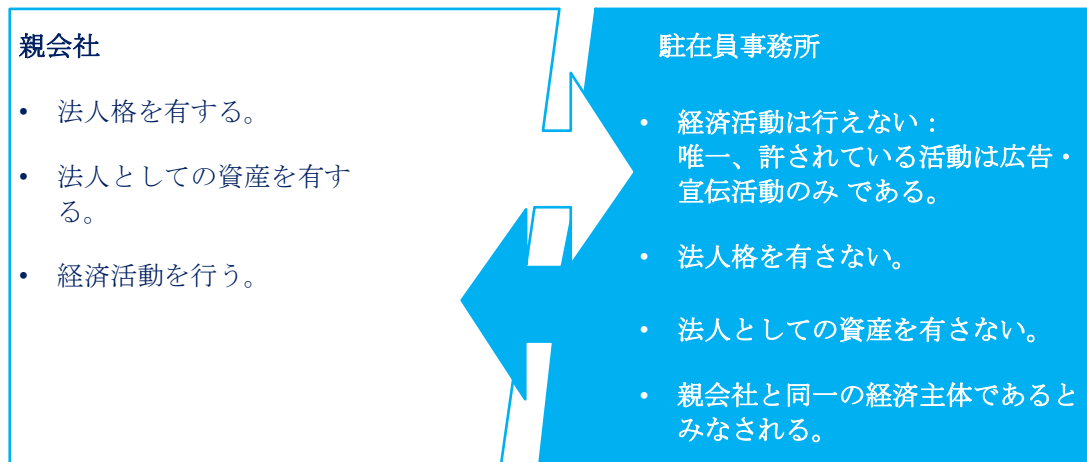
図 13: 外国法人と支店との間の依存関係



3.5.2 外国法人の駐在員事務所

外国法人の駐在員事務所は経済活動を行うことができず、外国法人の宣伝・プロモーション活動のみをできる点が特徴である。駐在員事務所は支店の場合と同様、法人格を有さず、自らの資産も有さず、外国法人に従属した単位となっている。

図 14: 外国法人と駐在員事務所との間の依存関係



4. ポーランド法人の取得時における法的手続き

ポーランドにおいては、買収側企業のリスクを最小化する目的で企業買収時に最も一般的な手法として、ポーランドの被買収先企業の持ち分（株式）の過半またはすべてを買収すること（いわゆるシェア・ディール）が選択されている。しかしながら、会社事業の全部またはその一部あるいは会社資産の一部のみを買収する手法であるアセット・ディールが選択されるケースもある。

ただし、会社合併によって他企業を取得するという例はほとんど存在しない。複数の EU 加盟国に本店所在地が存在する複数企業間のクロスボーダー合併事例を含め会社合併は、むしろポーランド企業への支配権を確立した後の段階で、資本関係のある企業間の関係を統合する過程で選択されるケースがほとんどである。

法人取得方法の種類（シェア・ディールかアセット・ディールか）にかかわらず、契約締結（これには株式／資産譲渡予約契約または条件付譲渡契約の締結も含む）以前の段階で行うべき行為は両者の場合で似通っている。

契約の締結前には、しばしば、競争法（独占禁止法）上の許認可を受ける必要がある。さらに、不動産または不動産の永久借地権を有している法人を買収する際には、契約の締結前に、EU および EEA（欧州経済領域）以外の国籍を有する外国人による不動産取得が行われる場合、内務相の許可を得る必要が生じるケースもある。

4.1 基本合意書（Letter Of Intent / list intencyjny）の締結

買収先企業と被買収企業との間で既にある段階までの交渉が行われている場合には、基本合意書が交わされることが比較的に多くみられる。基本合意書中には、企業買収の目的、企業買収の大まかな流れ、それぞれの段階において双方が行う作業の詳細、買収終了までの時間軸などが記載される。さらに、基本合意書には、将来のデュー・ディリジェンスの方法や買収が不首尾に終わった場合の処理方法などに関する条項が含まれることもよくある。

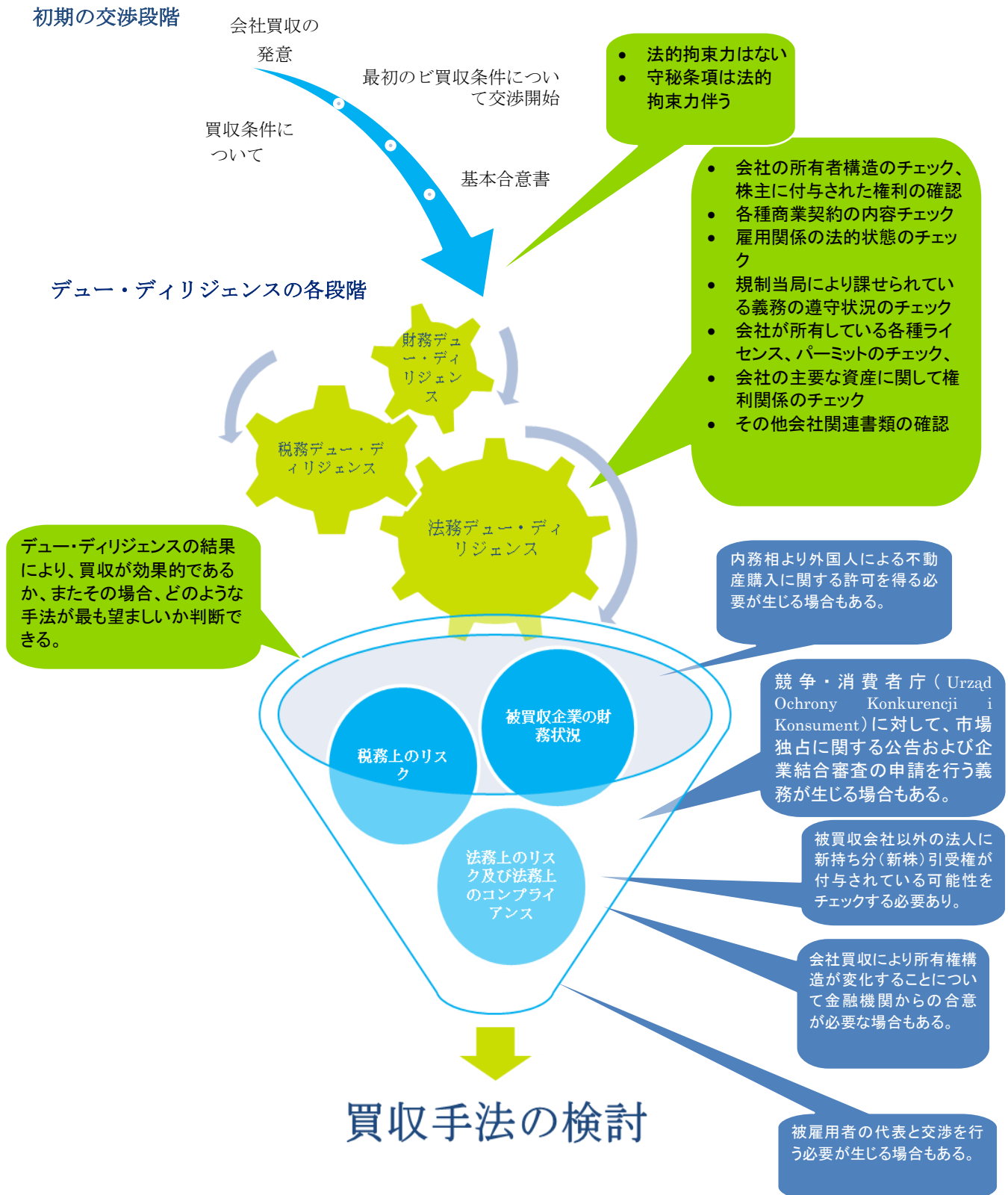
基本合意書に謳われた条項が契約締結の前提条件となることはなく、守秘義務について定めた項目を除いては、法的拘束力もない。従い、基本合意書はあくまで、デュー・ディリジェンスの結果が満足の行くものであった場合に、その内容が生きてくる文書であるともいえる。ポーランドでは農地の取引が制限されているため、買収対象の不動産に農地が含まれることが判明した場合、別途詳細な検討が必要となる。

4.2 デュー・ディリジェンス

法人または企業組織のデュー・ディリジェンスには、買い手側企業の発注により行われるもの（buyer's due diligence）と売り手側企業の発注により行われるもの（vendor's due diligence）の二通りがある。

デュー・ディリジェンスは通常、(i) 法務デュー・ディリジェンス、(ii) 税務デュー・ディリジェンス、(iii) 財務デュー・ディリジェンス、(iv) 環境保護基準デュー・ディリジェンス（被買収企業の事業目的が環境保全基準と密接に結びついている場合）、(v) 被買収先企業のマーケットでの成長性に関するデュー・ディリジェンス（いわゆるコマーシャル・デュー・ディリジェンス）のそれぞれの分野で行われる。

図 15: 会社買収時におけるデュー・ディリジェンスの流れ



4.3 会社買収時の法的な制約

4.3.1 外国人による不動産取得

外国人および外国に本店を有する法人による不動産の購入（所有権または永久貸借権の購入）は内務相の許可が必要である。

さらには、被買収会社がポーランド国内において不動産の所有者であるか不動産の永久貸借人である場合で、かつ、外国人が被買収企業の持ち分（株式）を取得、購入する結果、被買収会社が外国企業の支配下に入る場合にも内務相による許可を得る必要がある。

ただし、本条項は、欧州経済領域(EEA)およびスイス連邦に本店を置く法人またはEEAに属する国の国籍を有する市民には適用されない。この免責条項はEEA域内に本店を置いている法人であれば、たとえ、その法人がEEA域外の外国法人によって支配されていても有効である。免責範囲はあらゆるポーランド企業の持ち分（株式）の取得、不動産または永久貸借権の取得に及ぶが、農地ならびに森林は例外条項となっており、内務相の許可を要する。

4.3.2 競争法（独禁法）による制限

4.3.2.1 ポーランド競争法当局への企業結合（合併）審査（競争法上のクリアランス（承認）取得）申請の義務

ポーランドにおいて、企業集中について監督を行い、競争法上の手続きに関する権限を有しているのは、競争および消費者保護庁（UOKiK）長官である。

会社買収に伴う企業結合（合併）審査（競争法上のクリアランス（承認）取得）申請の義務は、通常、会社買収に関する最終合意書の締結前に行われる必要がある。

企業結合審査（競争法上のクリアランス取得）申請は、申請が行われる前事業年度において、会社買収に関連しているすべての法人の総売上高が(i)全世界で10億ユーロを超えるかまたは(ii)ポーランド国内で5,000万ユーロ相当を超えるかしている場合には不可欠である。会社事業の全部または会社資産の一部のみを買収する場合には、買収対象となる会社事業または資産がポーランド国内で生み出した総売上高が、買収に先立つ過去2年間の事業年度のいずれかにおいて1,000万ユーロ相当を超えるケースで、企業結合審査（競争法上のクリアランス取得）が不可欠となる。

企業結合は二段階で審査される。企業買収の結果による市場占有率の変化について特に調査を必要としないケースについては、競争および消費者保護庁（UOKiK）長官は、申請書を受理してから1カ月以内に、結合案件を審査し、審査結果を出すこととなって

いる。特に複雑な案件に関しては、決定が出されるまでにさらに 4 カ月以上を要し、長官は追加的な情報の提出や説明を求める権限を有する。

4.3.2.2 欧州委員会への企業結合（合併）審査（競争法上のクリアランス（承認）取得）申請の義務

EU での競争原則について定めた欧州委員会指令（EEC No. 139/2004）では、「EU 規模」での集中をもたらす企業買収案件については、欧州委員会に事前に企業結合（合併）審査（競争法上のクリアランス（承認）取得）を出すことを定めている。

ここで言う「EU 規模」の集中とは、会社買収に関連しているすべての法人の総売上高が(i) 全世界で 50 億ユーロを超えるかまたは(ii) 会社買収に関連している全法人のうち少なくとも 2 法人の EU 市場全体での総売上高が 2 億 5000 万ユーロを超えるかしている場合に該当する概念である。さらに、上記の 2 条件を満たさない場合であっても、会社買収に関連している全法人の全世界市場での総売上高が 25 億ユーロを超えている場合には、「EU 規模」の集中概念が適用され、欧州委員会による審査対象となる。ただし、これには「3分の2ルール」と呼ばれる例外規定が設けられており、会社買収に関連している各法人の EU 全体での総売上高の 3分の2以上がある一つの EU 加盟国（例えばポーランド）に集中している場合には、欧州委員会は企業結合（合併）審査を行わないこととされている。

上記の売上要件のほかにも、市場集中過程に参加する法人数が多い場合等には、欧州委員会に対して企業結合審査の申請を行う必要がある。

欧州委員会指令（EEC No. 139/2004）では、「単一審査機関」制度を取り入れており、「EU 規模」での集中を行おうとしている法人は、欧州委員会のみ企業結合（合併）審査の申請を行えばよいこととされている。従い、「EU 規模」での集中には該当しないが、各 EU 加盟国が独自に定めた申請義務には該当するケースでは、各加盟国の競争当局（ポーランドの場合、競争および消費者保護庁（UOKiK）長官）への申請のみ行えばよい。

しかしながら、実際には、「EU 規模」での集中要件に該当する企業結合（合併）を欧州委員会が審査する際には、しばしば関係する EU 各国の競争法当局との協議が行われ、各加盟国の競争法当局に審査権が移譲されることもある。

4.4 企業買収時のスキーム

4.4.1 発行済み持ち分（株式）の買収

発行済み持ち分（株式）の買収は、規制業種の法人、特殊利権を有する法人、行政上の許認可（経済特区でのビジネス・パーミットも含む）を有する法人を買収する際などに向いている。発行済み持ち分（株式）の買収時には、これらの法的資格をそのまま継続的に得ることができるが、会社事業の全部または会社資産の一部のみを買収する場合には、これらの資格を継続利用することができない。加えて、持ち分（株式）の買収時には、買収企業側は、被買収企業が所有している資産に付随しているリスクについて責任を負う事を一部の的に免れることができる可能性がある。

有限責任会社の持分譲渡契約は、公証人による私署証書の認証を受ける必要がある。

これまで、株式会社の処分手続きは処分対象の種類により異なっていた。記名株券を処分しようとする場合には、株券の名義人書き換え手続きのみで所有権の移転が可能であり、必ずしも物理的に株券そのものの所有権を移転する必要はなかった。無記名株券を取得しようとする場合には、株券そのものの所有権を移転する必要があった。電子化された株式の場合には、公的な有価証券の保管・振替機関を通じた名義人書き換え手続きが必要であった。前述の制度改正により株式の電子化が義務付けられ、2021年1月1日から、対象を問わず、株主名簿の書き換えにより株式が処分されることになった。

現行の制度では、法人の持ち分（株式）の取得に関する契約が締結された後の段階で、法人の新出資者（株主）は法人の出資者（株主）として登記を受ける目的で、会社に対して出資者（株主）変更についての通知を行い、それを受けて会社の取締役会は出資者（株主）名簿への記載を行う。新出資者（株主）は、出資者（株主）名簿への記載が終了した時点で始めて、会社によって出資者（株主）総会での議決権を行使できる出資者（株主）として認定される。

2021年1月1日より、株式の電子化に伴い、出資者（株主）名簿は取締役会ではなく外部の管理人または預託機関で管理されることになった。

加えて、持ち分（株式）譲渡の過程において、買収会社が被買収会社に対して支配的関係を確立する場合、支配的関係が生じた日から14日以内にその事実を会社に対して通告し、必要に応じて、新聞等で公告する義務を負う。

図 16: 持分（株式）の取得フロー

最も初期の段階（基本合意書、デュー・ディリジェンス、交渉）。場合によっては、持ち分/株式の譲渡に関する予約契約を締結

企業結合審査の結果発表（買収計画への許可）、外国人による不動産取得に関する許可、関係金融機関による承認

持ち分（株式）譲渡契約の締結

新しい出資者（株主）の公表

4.4.2 会社資産の買収

会社資産の買収は、被買収企業のビジネス上の性格や被買収企業が抱えている何らかのリスクを回避する目的で、投資家が、被買収企業の会社事業の一部または全部あるいはその資産の一部のみを買収対象として目論む場合などに選択される。

ポーランド法では、会社の定義として、「営利活動を行う事を目的として設立された有形および無形の構成体から成る組織化された団体」という広義の表現が用いられている。従い、この定義には、動産および不動産の所有権およびそれに付随する権利（借地権など）、債権、有価証券から派生する諸権利、公権力により与えられた国家免許、ライセンス、各種の許可（法令により他法人への移譲が認められているものに限る）、特許権などがすべて含まれている。会社またはその事業の一部の取得により、その事業所によって雇用されている被雇用者の受け入れが付随することの由縁でもある。一方で、法人の事業の一部を買収したとしても、その事実をもってして、法人の債務を自動的に引き受けたことにはならないので、法人の既存契約の継承のためには個々の取引先の合意が必要となる（被買収会社で雇用されていた労働者の買収会社による受け入れ義務に関しては、雇い主－被雇用者関係は事業体内部の法的関係であるとみなされることから、労働契約の継続が前提となることに拠る。一方、取引先との商取引関係は、法人対法人の関係である。会社事業（資産）の買収では、買収企業が被買収企業の法人格を引き継ぐ訳ではないので、契約の自動継続がなされたとはみなされないこととなる）。

被買収会社の事業の一部または全部あるいはその資産の一部のみを買収する際には、買収会社は、最終契約の締結前に必ず被買収会社の社員（株主）総会による合意を得る必要がある。社員（株主）総会の合意がないにもかかわらず係る買収を行った場合、買収契約は無効とみなされる。

会社事業の一部または全部あるいはその資産の一部のみを買収する場合、契約書は公証人による私署証書の認証を受ける必要がある。さらに、買収の対象が不動産である場合には、不動産売買契約書は公証人により公正証書の形式にて作成される必要がある。

図 17: 会社の資産買収フロー

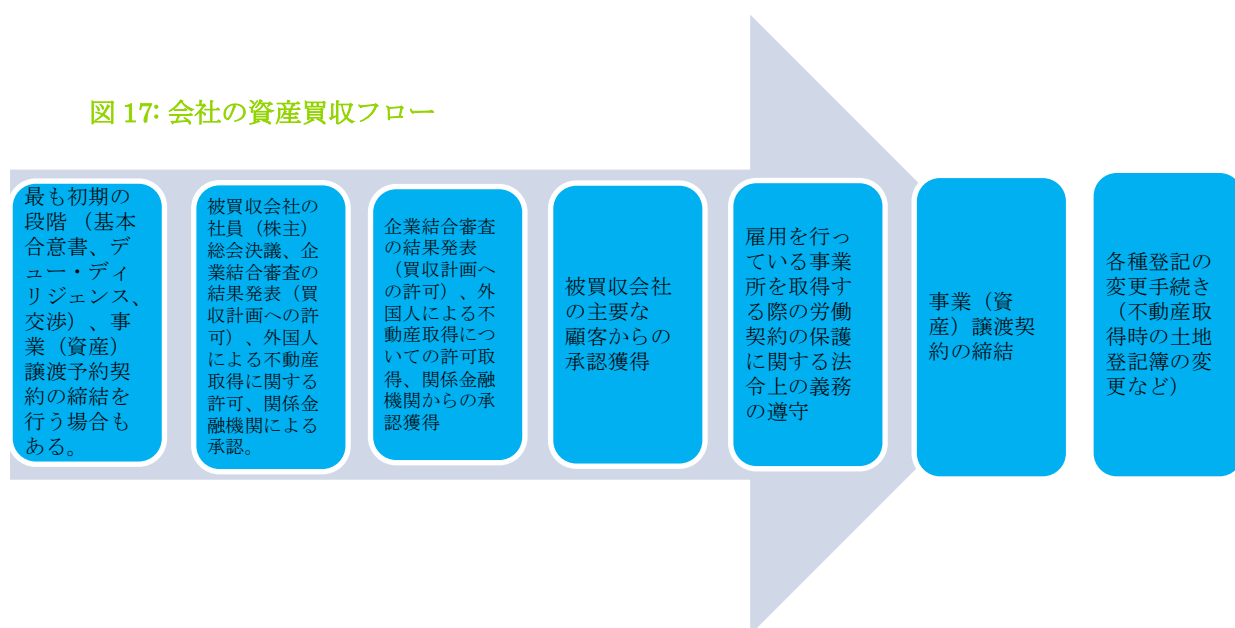
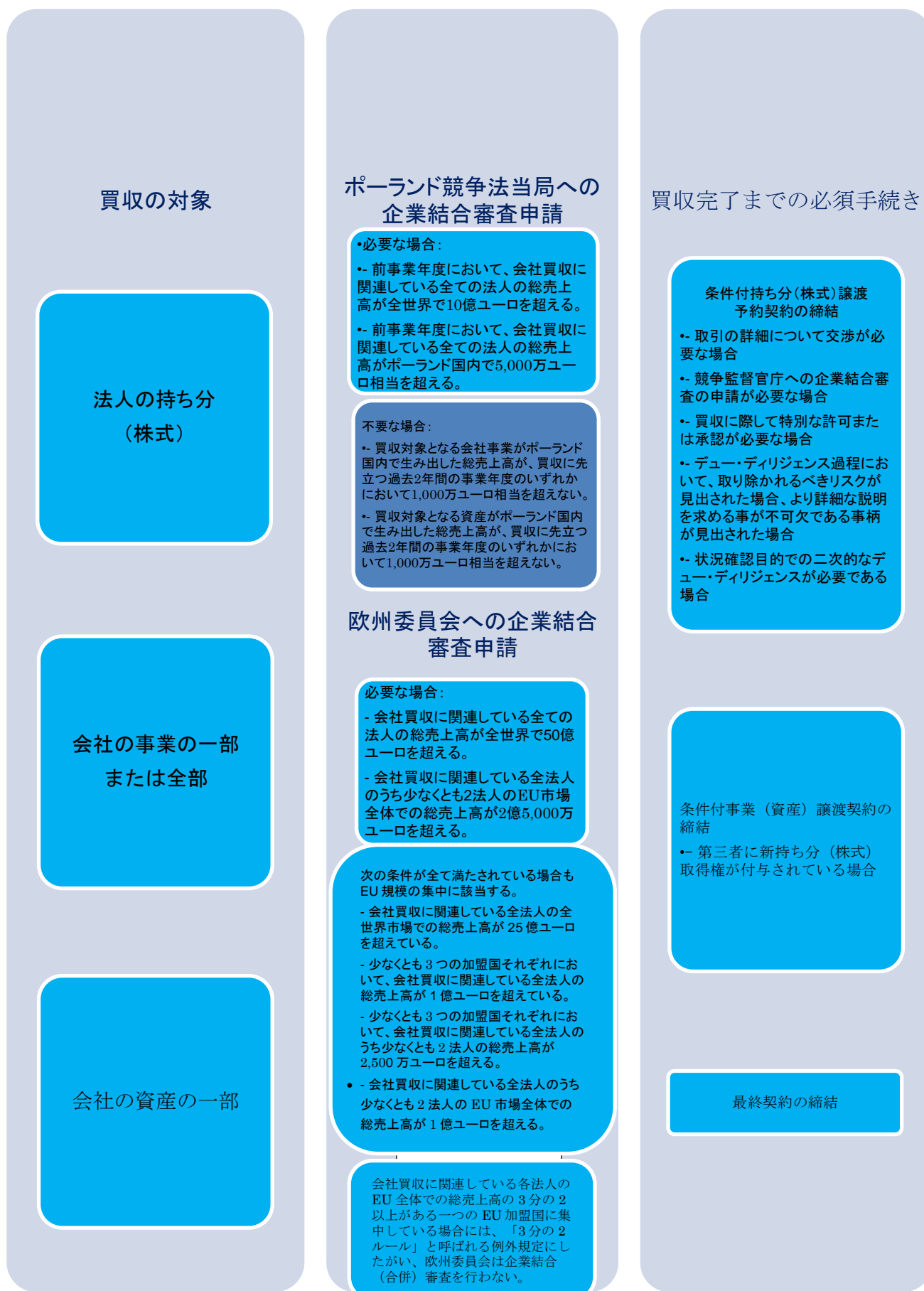


図 18: 会社買収スキームの比較 (基本的な事柄の整理)

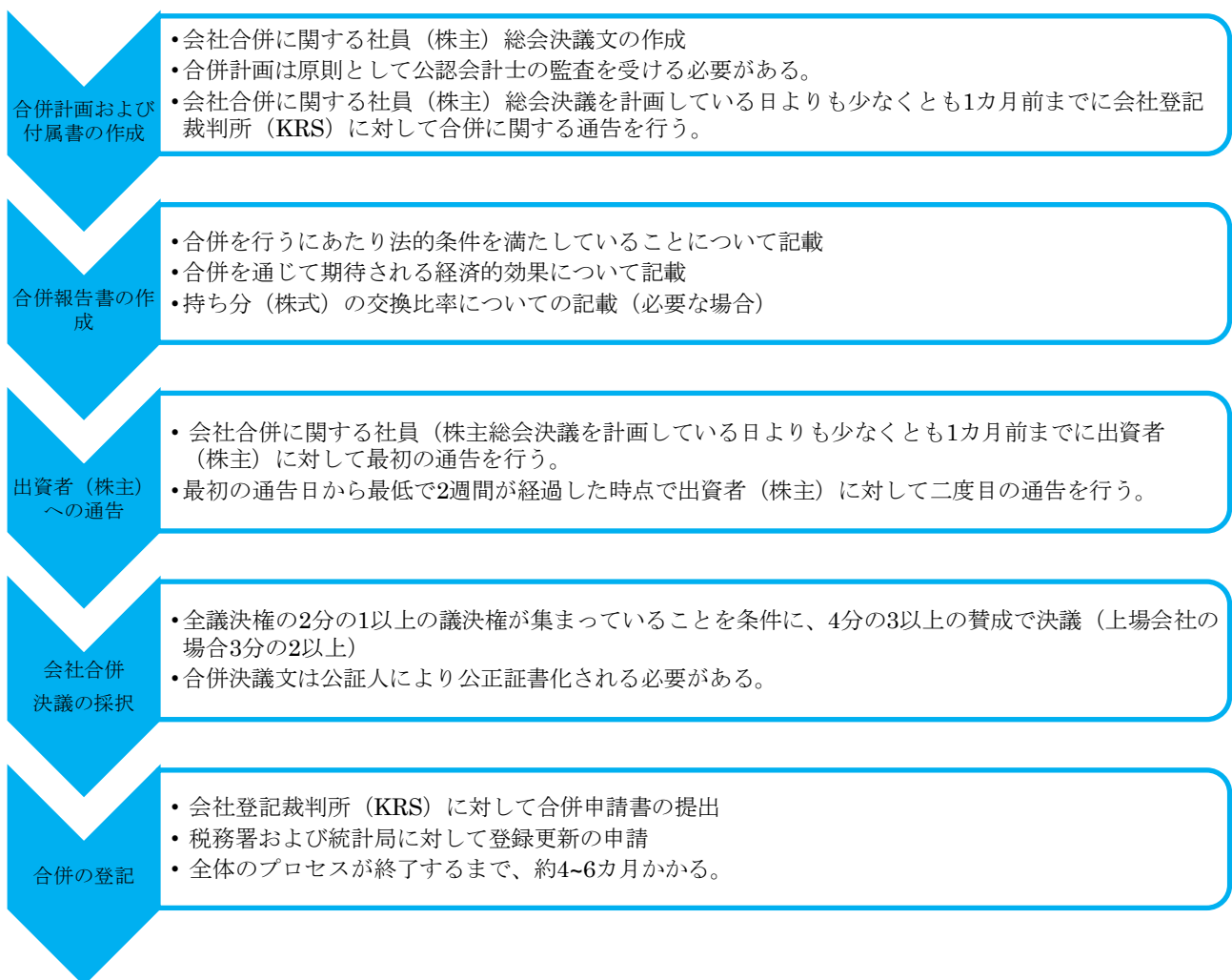


4.5 会社合併

会社合併が選択される場合の主要な事由となるのは、税務・財務上の必要性または企業グループ内部での再編の必要性が生じる場合である。

ポーランド法では、吸収合併または新設合併が認められている。吸収合併では、消滅会社の全資産が存続会社へと継承され、その際、合併対価として消滅会社の株主に対して持分（株式）が交付される。新設合併では、合併対象となる法人は消滅会社となり、合併に参加する全法人の資産が新設会社に移譲される。

図 19: 会社合併手続きのフロー



上記の会社合併手続きは最大で6カ月ほどを要する場合がある。ポーランド法では、継続会社が消滅会社の持ち分（株式）の90%以上を取得している場合には、簡潔な合併手続きが適用されることを定めている。簡潔な合併手続きを選択する場合には、合併報告書の作成、公認会計士による合併計画の監査、継続会社の株主総会による合併に関する決議採択のいずれもが省略される。簡潔な合併手続きの場合、全プロセスに要する時間を最高で3~4カ月間に短縮することが可能である。

5. 会社の清算手続き

法人の清算手続きの開始は、株主総会による会社解散に関する決議をもって開始される。株主総会決議による会社清算と会社による破産宣告に伴う破産管財人による会社清算とは区別して考える必要がある。債権者保護の観点から、清算手続きには長時間を要する。

ポーランド法では、外国法人によって支配されているポーランド法人（有限責任会社、株式会社）をそのまま外国法人の支店へと転換する事は出来ないとされている。ただし、ポーランド子会社の清算手続きを進めると同時にポーランド支店の設立を進める事により、上記と同様の結果を得ることが可能である。

5.1 有限責任会社の清算手続き

会社の解散事由としては、(i)会社定款で予め規定されている事態が生じた場合、(ii)社員総会により会社解散に関する決議が採択された場合、(iii)会社の本店所在地が外国に移された場合、(iv)会社の破産が宣告された場合またはその他の法律が規定している事態が生じた場合、のいずれかが該当する。

有限責任会社の解散決議には全議決権の 3 分の 1 以上の賛成が必要（会社定款の変更と同じ要件）とされており、決議文は公証人により公正証書化される必要がある。

清算手続きに入ると同時に、取締役会は自らの業務執行を停止し、取締役会に代わって清算人が選任される。ただし、会社の既存取締役を清算人に選任する事には特に制限は設けられていない。清算人の業務は、会社の債権回収、会社の債務の履行、会社資産の現金化、会社の残余財産の出資者への分配となっている。清算手続き中には清算人は清算と関係の無い業務を行うことは原則としてできない。

清算の開始および清算人の選任は会社登記裁判所（KRS）への通告義務を伴う。裁判所への通告と同時に、会社登記裁判所公報（Monitor Sądowy i Gospodarczy）への記載手続きを取る必要がある。清算人は上記の通告を行ってから 3 カ月間を債権者に対する公告・催告期間として設定する義務を負う。債権者に対する公告・催告を行った後、清算人は、清算手続き開始時点における貸借対象表の作成を行い、社員総会による承認を受ける必要がある。

会社の債権取立てを終了し、債権の申し立てを行った債権者に対する債務も弁済されると、清算人は、会社の残余財産分割の前日時点での貸借対照表を作成する。出資者に対する残余資産の分配は、清算の開始を裁判所に対して通告し、債権者に対して公告・催告を行った日から起算して最短でも 6 カ月が経過しないとこれを行う事はできない。実務上では、清算人に対して会社の全残余資産を現金化する事をせず、その一部を元の

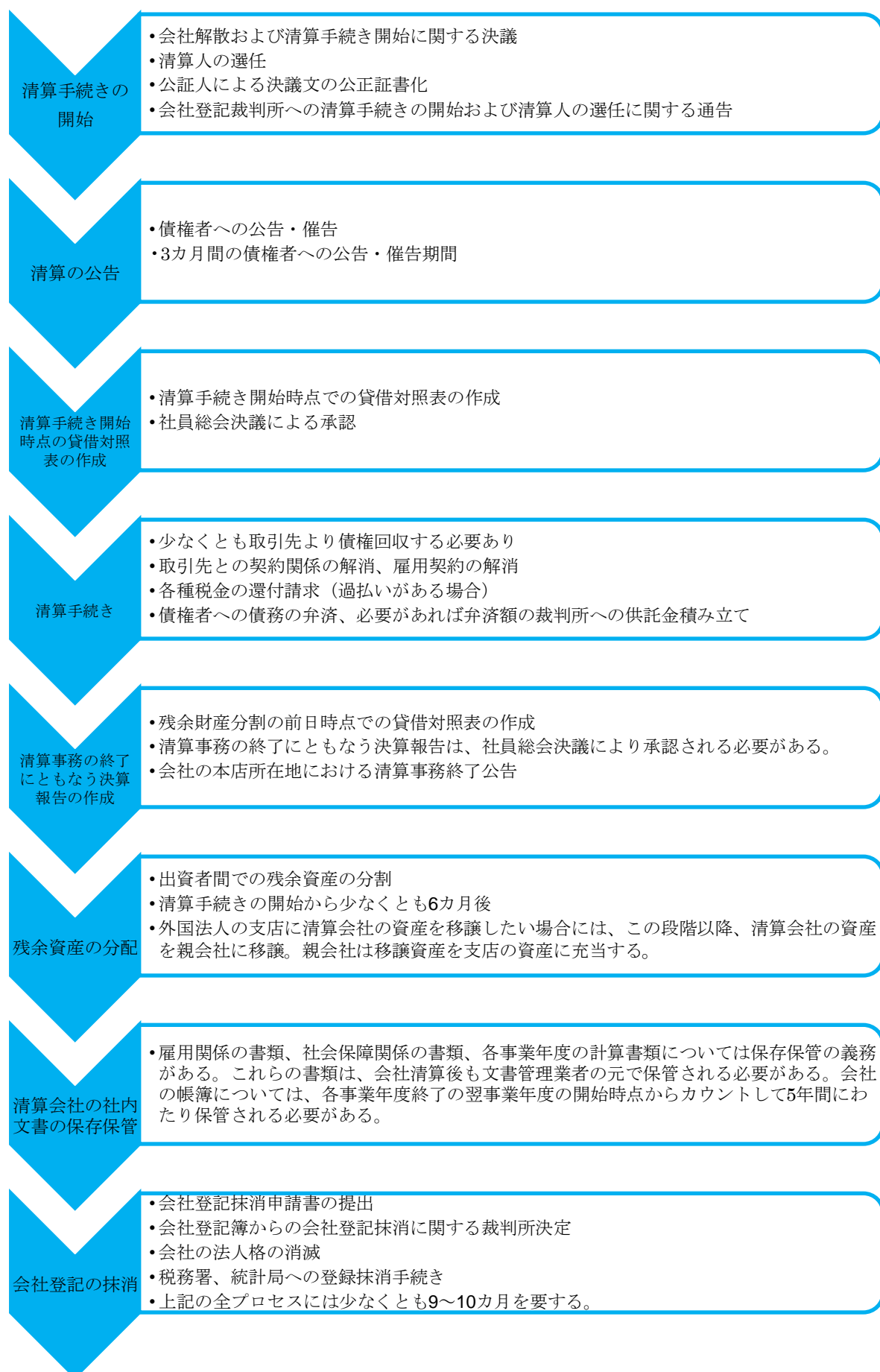
資産のまま出資者に対して分配することを委任することも可能である。例えば、不動産や場合によっては事業の一部を残余資産として出資者が引き継ぐことが可能である。

清算終了時における決算報告は、社員総会による承認を得る必要がある。社員総会による承認後に清算人は会社登記裁判所（KRS）に対して会社登記抹消の申請を行う。

会社は会社登記簿からの法人抹消に関する裁判所決定が出される日をもって法人格を完全に失う。同時に、税務署、統計局、社会保険庁に対して登記抹消の手続きを行う。

有限責任会社の清算手続きは、外国法人の支店の清算手続きにも準用される。

図 20: 有限責任会社の清算手続き



5.2 株式会社の清算手続き

株式会社の清算手続きは、有限責任会社のそれに酷似している。しかしながら、債権者が自らの債権について申し立てができる期間がより長く設定されているところに特徴がある。加えて、会社の全資本金をもってしても債権者に対する債務の弁済に不十分である場合には、不足金額について株主から請求できる可能性がある。

清算人は会社解散および会社清算の開始について二度にわたり公告を行い、かかる公告から 6 カ月以内に自らの債権について申し立てを行うよう債権者に公告（催告）を行う。会社解散および会社清算の開始についての公告を行う際には、第 1 回目の公告と第 2 回目の公告を行う間に最短で 2 週間を置かねばならず、最長で 1 カ月間以内に 1 回目および 2 回目の公告を行わなければならないとされている。

第 2 回目の債権者への公告から少なくとも 1 年間を経過した段階で、債権者の債権が全額弁済されているかまたは会社の残余財産によって債権の保全が担保されている場合に初めて、残余資産を株主間で分配することができる。

図 21: 株式会社の清算手続きフロー

